

平成27年8月25日公表

平成27年度 農林水産情報交流ネットワーク事業 全国調査 米トレーサビリティ法に関する意識・意向調査

本調査は、米トレーサビリティ法制度の概要のパンフレットを同封し、米穀等の取引記録の作成・保存及び産地情報の伝達に関する意識、米トレーサビリティ法の認知度、米穀等の購入意向等について、農林水産情報交流ネットワーク事業の農業者モニター、流通加工業者モニター（木材関係を除く。）及び消費者モニターを対象に実施したものであり、農業者モニター1,105人、流通加工業者モニター529人、消費者モニター898人の計2,532人から回答を得た結果である。

【調査結果の概要】

1 農業者モニターに対する調査結果

- － 米穀の取引等の記録の作成・保存を行うことが重要であると感じているのは48%、米穀の産地情報伝達が重要であると感じているのは57% －

(1) 米穀の取扱状況

農業者モニター1,105人のうち、米穀を生産していると回答した者（「米穀のみ生産」と「米穀と米穀以外の農畜産物を生産」の合計）は840人（76.0%）であった。そのうち、「米穀の全量又は一部を取引先事業者又は一般消費者へ出荷・販売している」と回答した者は735人（87.5%）であった。

(2) 米穀の取引等の記録の作成・保存について

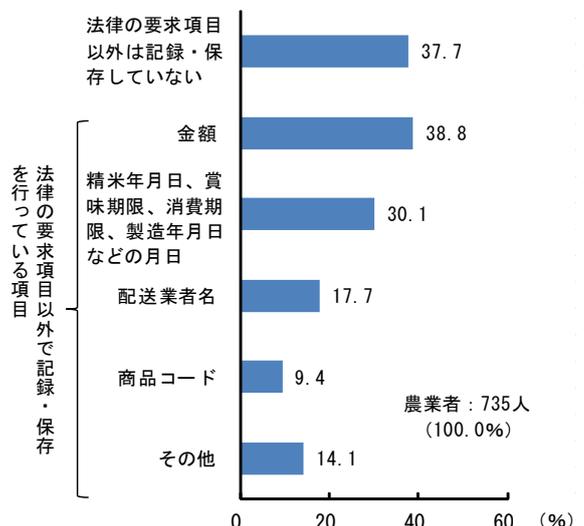
米穀を出荷・販売する事業者は、米トレーサビリティ法に基づき、米穀の取引等の記録（法律の要求項目：名称、産地、数量、譲受け・譲渡しの年月日、相手方の氏名・名称、搬入又は搬出した場所）の作成・保存を行うことが義務付けられています。

ア 米穀の取引等の記録の作成・保存の内容

米穀を取引先事業者又は一般消費者へ出荷・販売していると回答した者において、米トレーサビリティ法に基づき、取引の際に法律の要求項目だけの記録の作成・保存を行っている者（「法律の要求項目以外は記録・保存していない」）は37.7%であった。

また、法律の要求項目に合わせて記録の作成・保存を行っている項目の内容について、「金額」と回答した割合が38.8%、次いで「精米年月日、賞味期限、消費期限、製造年月日などの月日」（30.1%）であった。

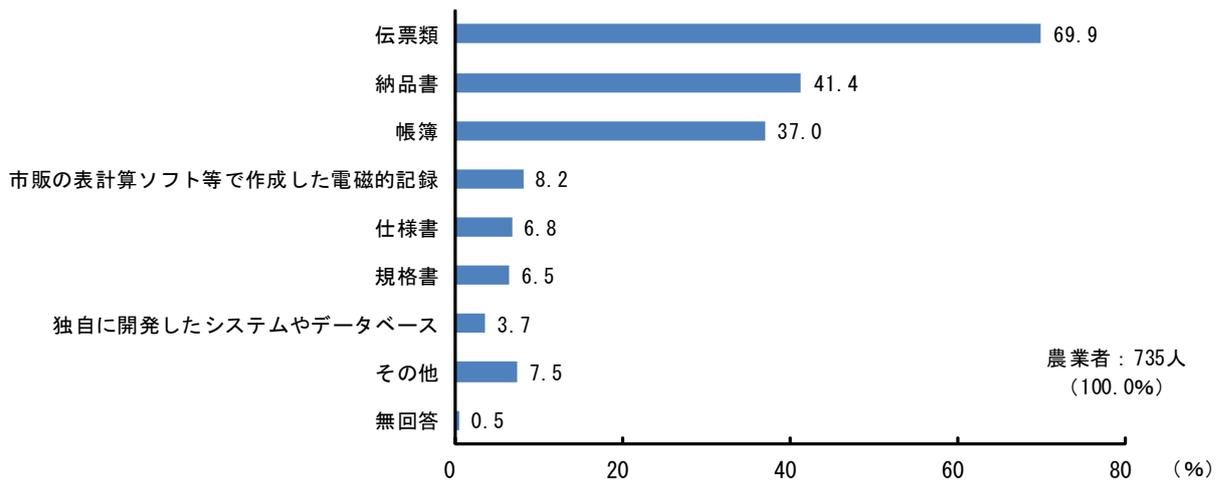
図1-1 米穀の取引等の記録の作成・保存の内容（複数回答）



イ 米穀の取引等の記録を作成・保存している媒体

米穀を取引先事業者又は一般消費者へ出荷・販売していると回答した者において、米穀の取引等の記録を作成・保存している媒体について、「伝票類」と回答した割合が69.9%と最も高く、次いで「納品書」(41.4%)、「帳簿」(37.0%)の順であった。

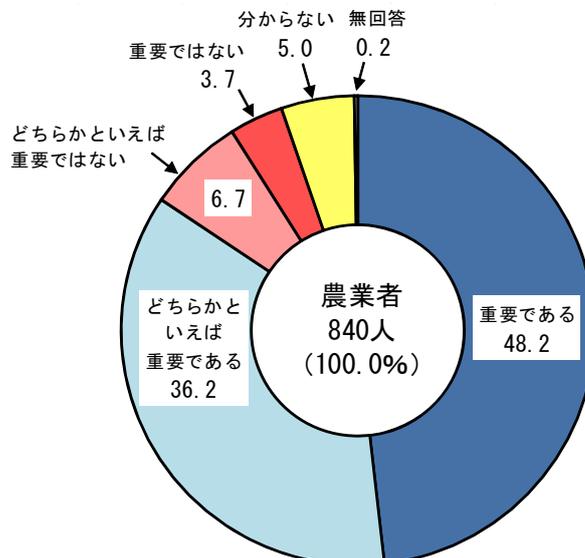
図1-2 米穀の取引等の記録を作成・保存している媒体（複数回答）



ウ 米穀の取引等の記録の作成・保存を行うことの重要度

米穀を生産していると回答した者において、米穀の取引等の記録の作成・保存を行うことについて、「重要である」と回答した割合が48.2%と最も高く、次いで「どちらかといえば重要である」(36.2%)、「どちらかといえば重要ではない」(6.7%)の順であった。

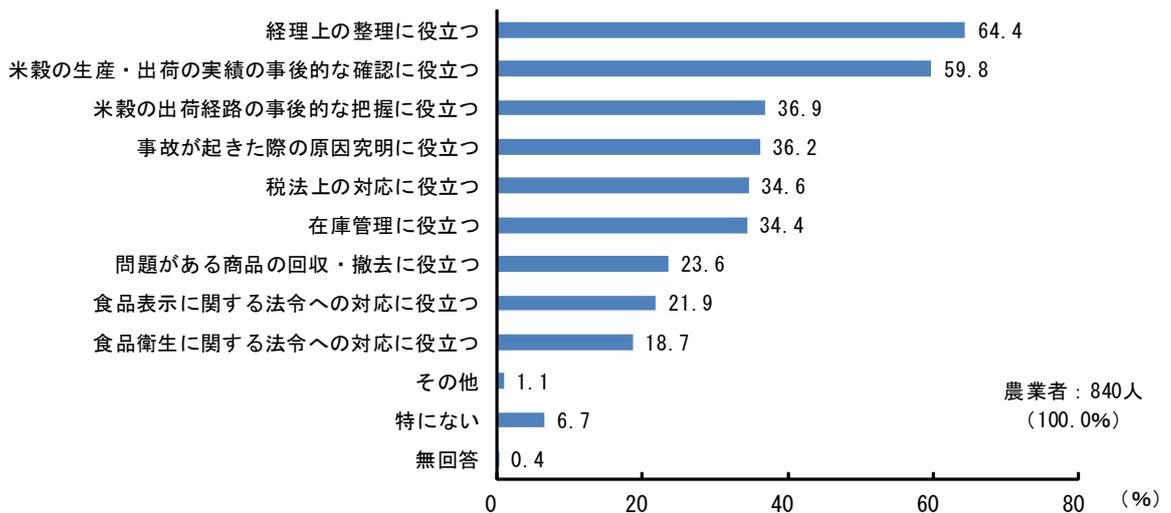
図1-3 米穀の取引等の記録の作成・保存を行うことの重要度



エ 米穀の取引等の記録を作成・保存することのメリット

米穀を生産していると回答した者において、米穀の取引等の記録を作成・保存することのメリットについて、「経理上の整理に役立つ」と回答した割合が64.4%と最も高く、次いで「米穀の生産・出荷の実績の事後的な確認に役立つ」（59.8%）、「米穀の出荷経路の事後的な把握に役立つ」（36.9%）の順であった。

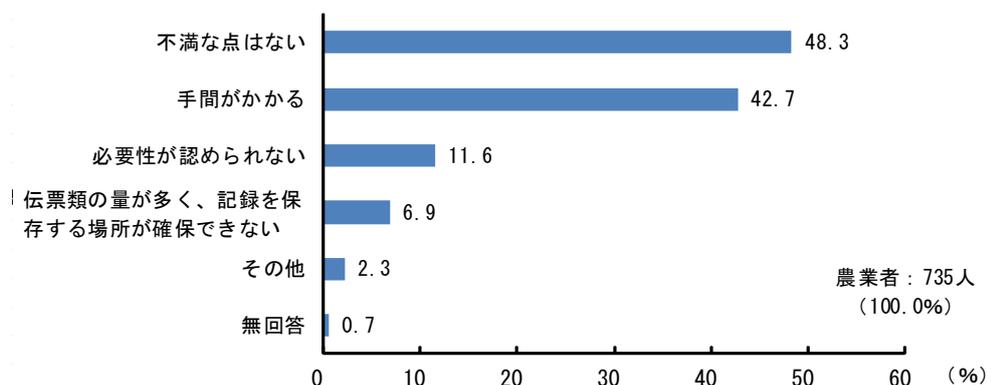
図 1 - 4 米穀の取引等の記録を作成・保存することのメリット（複数回答）



オ 米穀の取引等の記録を作成・保存することに対し不満に感じている点

米穀を取引先事業者又は一般消費者へ出荷・販売していると回答した者において、米穀等の取引等の記録を作成・保存することが法律で義務付けられていることに対し不満に感じている点について、「不満な点はない」と回答した割合が48.3%と最も高く、次いで「手間がかかる」（42.7%）、「必要性が認められない」（11.6%）の順であった。

図 1 - 5 米穀の取引等の記録を作成・保存することに対し不満に感じている点（複数回答）



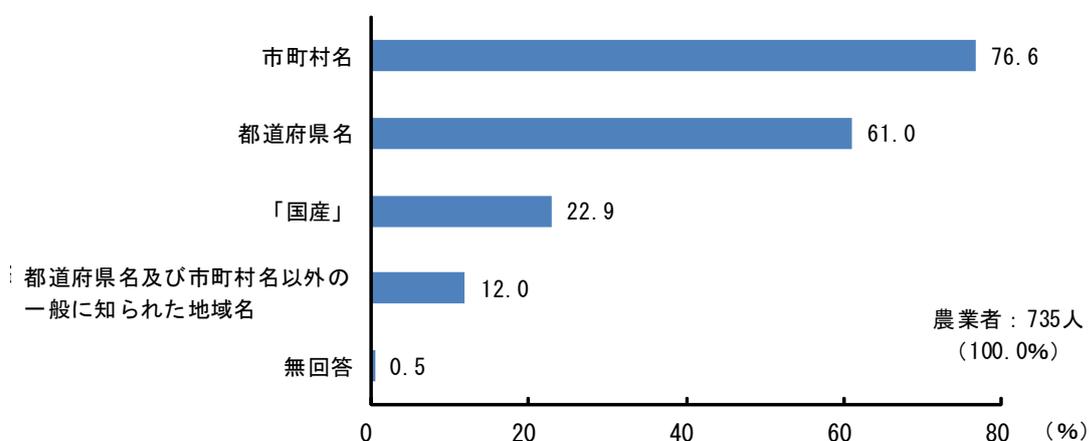
(3) 米穀の産地情報の伝達について

米穀について事業者への譲渡し又は一般消費者への販売・提供をするときは、米トレーサビリティ法に基づき、米穀の産地情報の伝達を行うことが義務付けられています。

ア 伝達している内容

米穀を取引先事業者又は一般消費者へ出荷・販売していると回答した者において、取引先事業者又は一般消費者に米穀の産地情報を伝達する際の内容について、「市町村名」と回答した割合が76.6%と最も高く、次いで「都道府県名」(61.0%)、「国産」(22.9%)の順であった。

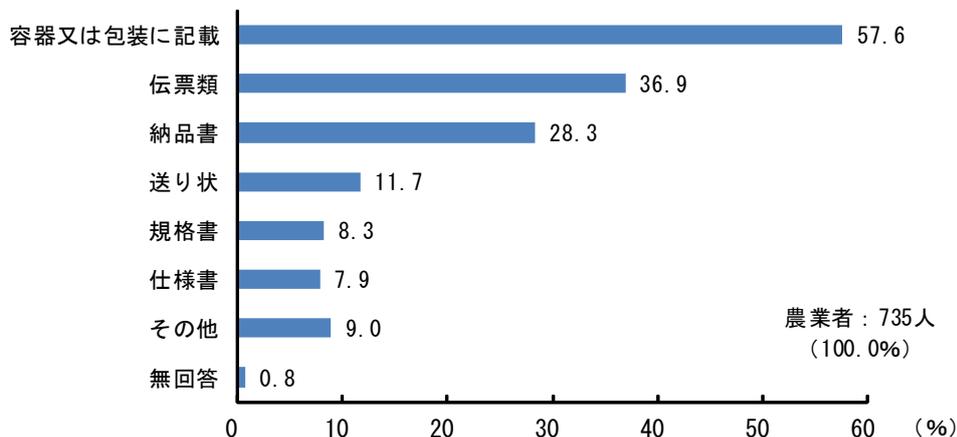
図1-6 伝達している内容（複数回答）



イ 伝達の方法

米穀を取引先事業者又は一般消費者へ出荷・販売していると回答した者において、取引先事業者又は一般消費者に米穀の産地情報を伝達する方法について、「容器又は包装に記載」と回答した割合が57.6%と最も高く、次いで「伝票類」(36.9%)、「納品書」(28.3%)の順であった。

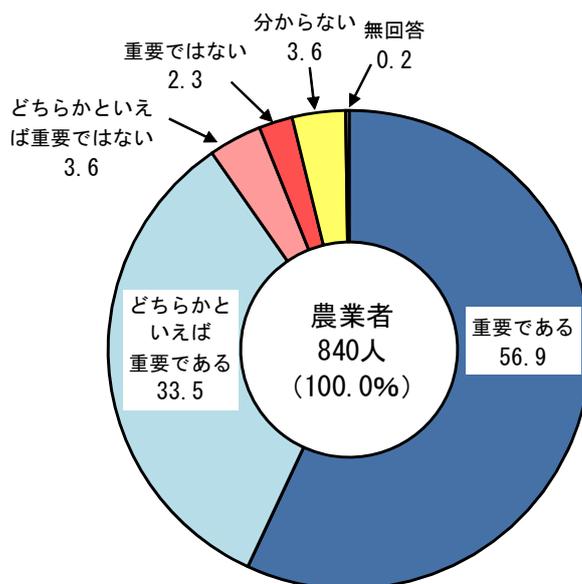
図1-7 伝達の方法（複数回答）



ウ 米穀の産地情報伝達の重要度

米穀を生産していると回答した者において、米穀の産地情報の伝達について、「重要である」と回答した割合が56.9%と最も高く、次いで「どちらかといえば重要である」(33.5%)、「どちらかといえば重要ではない」(3.6%)、「分からない」(3.6%)、「無回答」(0.2%)の順であった。

図 1-8 米穀の産地情報伝達の重要度

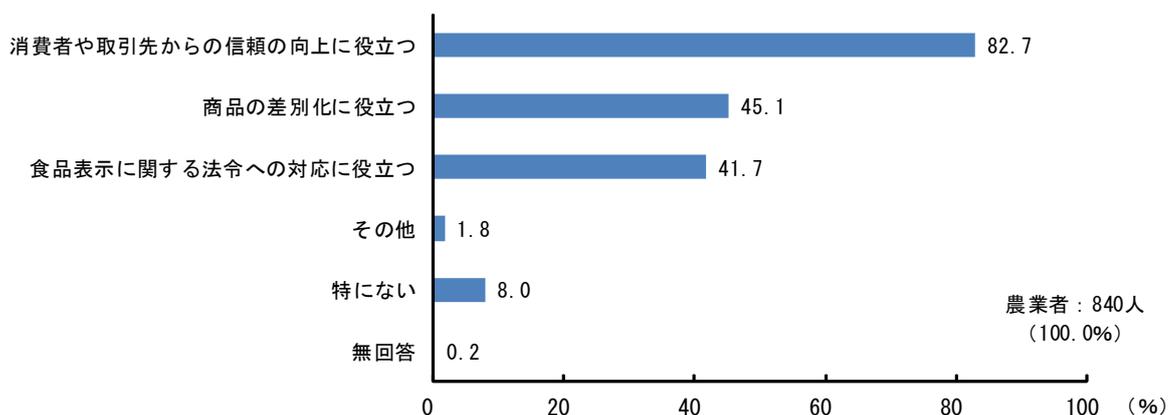


注：表示単位未満を四捨五入したため、計と内訳の積み上げは一致しない場合がある（以下同じ。）。

エ 米穀の産地情報伝達を行うことによるメリット

米穀を生産していると回答した者において、米穀の産地情報の伝達を行うことによるメリットについて、「消費者や取引先からの信頼の向上に役立つ」と回答した割合が82.7%と最も高く、次いで「商品の差別化に役立つ」(45.1%)、「食品表示に関する法令への対応に役立つ」(41.7%)の順であった。

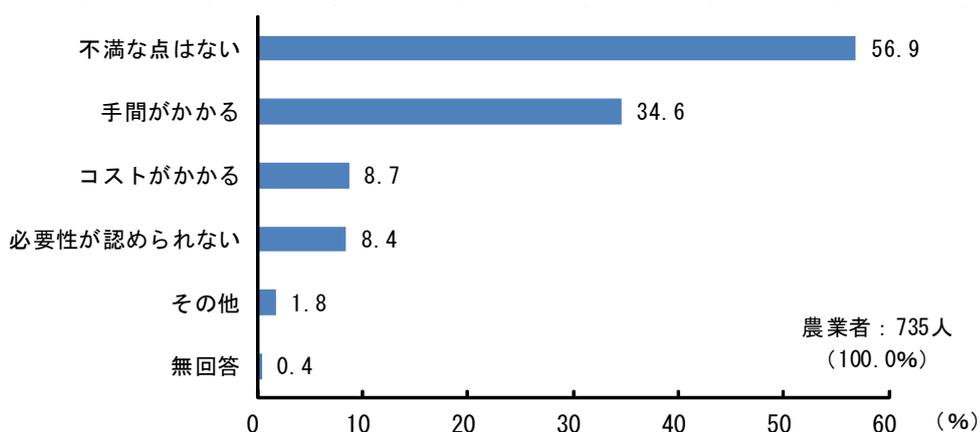
図 1-9 米穀の産地情報伝達を行うことによるメリット（複数回答）



オ 米穀の産地情報伝達を行うことに対し不満に感じている点

米穀を取引先事業者又は一般消費者へ出荷・販売していると回答した者において、米穀の産地情報の伝達を行うことが法律で義務付けられていることに対し不満に感じている点について、「不満な点はない」と回答した割合が56.9%と最も高く、次いで「手間がかかる」(34.6%)、「コストがかかる」(8.7%)、「必要性が認められない」(8.4%)の順であった。

図1-10 米穀の産地情報の伝達を行うことに対し不満に感じている点（複数回答）



(4) 米穀以外の農畜産物の取引等について

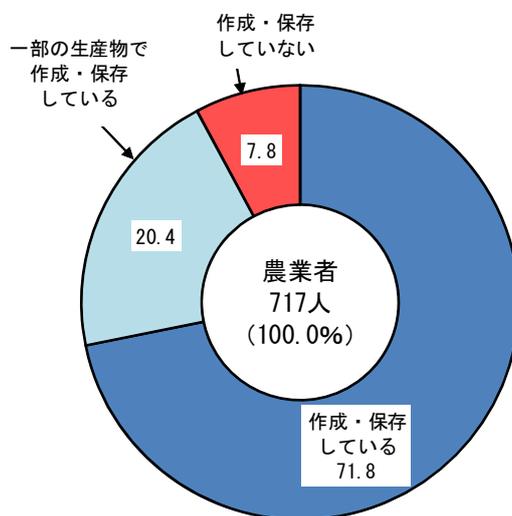
ア 米穀以外の農畜産物の出荷・販売状況

農業者モニター1,105人のうち、米穀以外の農畜産物（以下、「生産物」という。）について、「生産物の全量又は一部を取引先事業者又は一般消費者へ出荷・販売している」と回答した者は717人（91.2%）であった。

イ 生産物の取引等の記録の作成・保存状況

生産物の取引等の記録の作成・保存について、「作成・保存している」と回答した割合が71.8%と最も高く、次いで「一部の生産物で作成・保存している」(20.4%)、「作成・保存していない」(7.8%)の順であった。

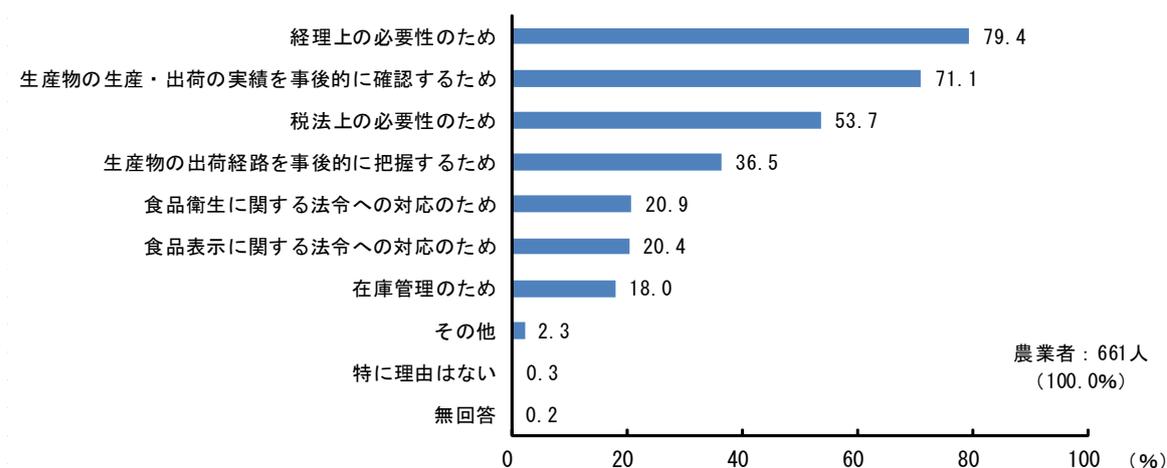
図1-11 生産物の取引等の記録の作成・保存状況



ウ 生産物の取引等の記録を作成・保存している理由

生産物の取引等の記録を作成・保存している又は一部の生産物で作成・保存していると回答した者において、作成・保存している理由について、「経理上の必要性のため」と回答した割合が79.4%と最も高く、次いで「生産物の生産・出荷の実績を事後的に確認するため」(71.1%)、「税法上の必要性のため」(53.7%)の順であった。

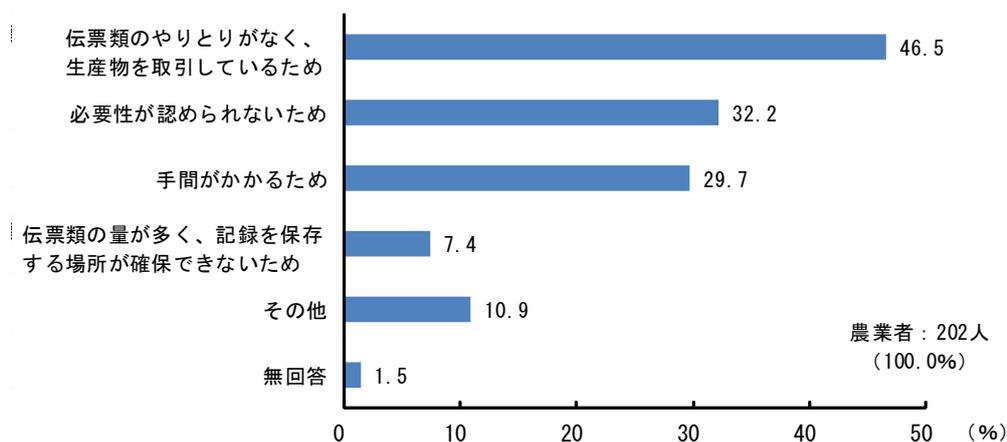
図 1-12 生産物の取引等の記録を作成・保存している理由（複数回答）



エ 生産物の取引等の記録を作成・保存していない理由

一部の生産物で取引等の記録を作成・保存している又は作成・保存していないと回答した者において、作成・保存していない理由について、「伝票類のやりとりがなく、生産物を取引しているため」と回答した割合が46.5%と最も高く、次いで「必要性が認められないため」(32.2%)、「手間がかかるため」(29.7%)の順であった。

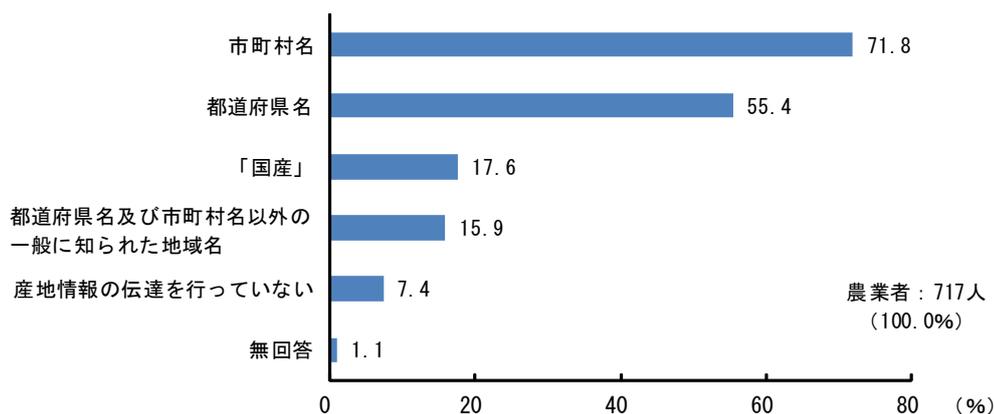
図 1-13 生産物の取引等の記録を作成・保存していない理由（複数回答）



オ 生産物の産地情報伝達の内容

生産物を取引先事業者又は一般消費者へ出荷・販売していると回答した者において、取引先事業者又は一般消費者に生産物の産地情報を伝達する際の内容について、「市町村名」と回答した割合が71.8%と最も高く、次いで「都道府県名」(55.4%)、「国産」(17.6%)、「都道府県名及び市町村名以外の一般に知られた地域名」(15.9%)の順であった。

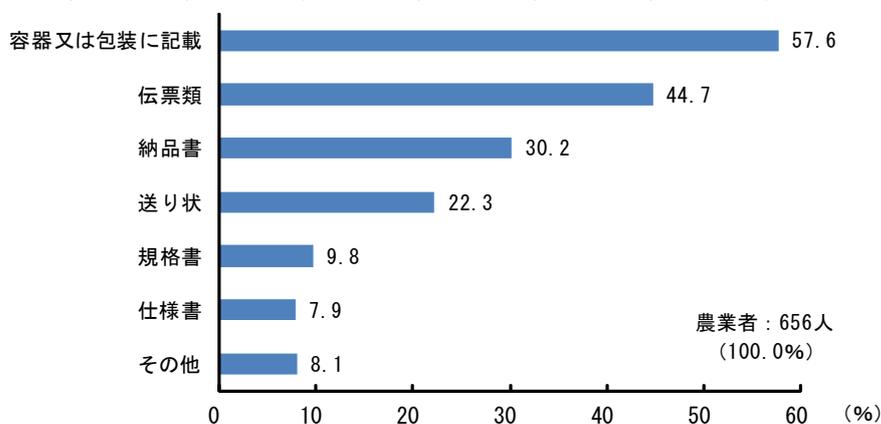
図 1-14 生産物の産地情報伝達の内容（複数回答）



カ 生産物の産地情報伝達の方法

産地情報の伝達を行っている者において、取引先事業者又は一般消費者に生産物の産地情報を伝達する方法について、「容器又は包装に記載」と回答した割合が57.6%と最も高く、次いで「伝票類」(44.7%)、「納品書」(30.2%)の順であった。

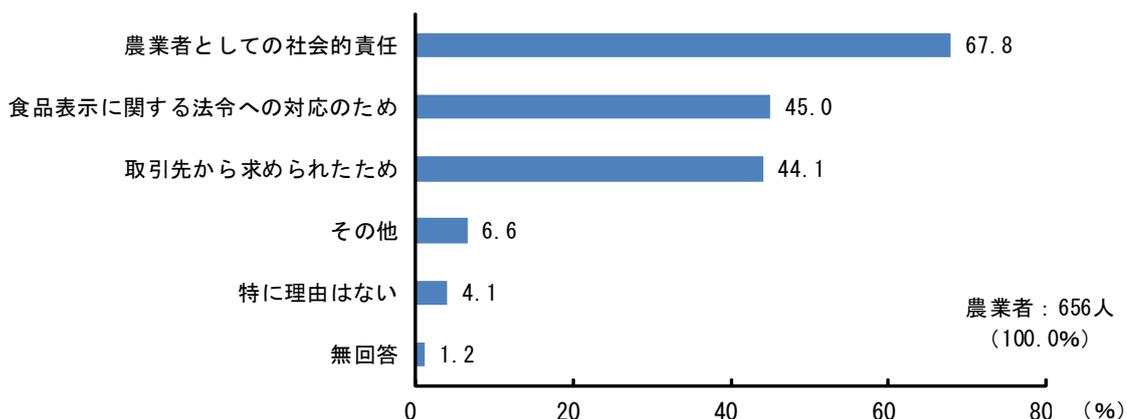
図 1-15 生産物の産地情報伝達の方法（複数回答）



キ 生産物の産地情報伝達を行う理由

産地情報の伝達を行っている者において、生産物の産地情報の伝達を行う理由について、「農業者としての社会的責任」と回答した割合が67.8%と最も高く、次いで「食品表示に関する法令への対応のため」（45.0%）、「取引先から求められたため」（44.1%）の順であった。

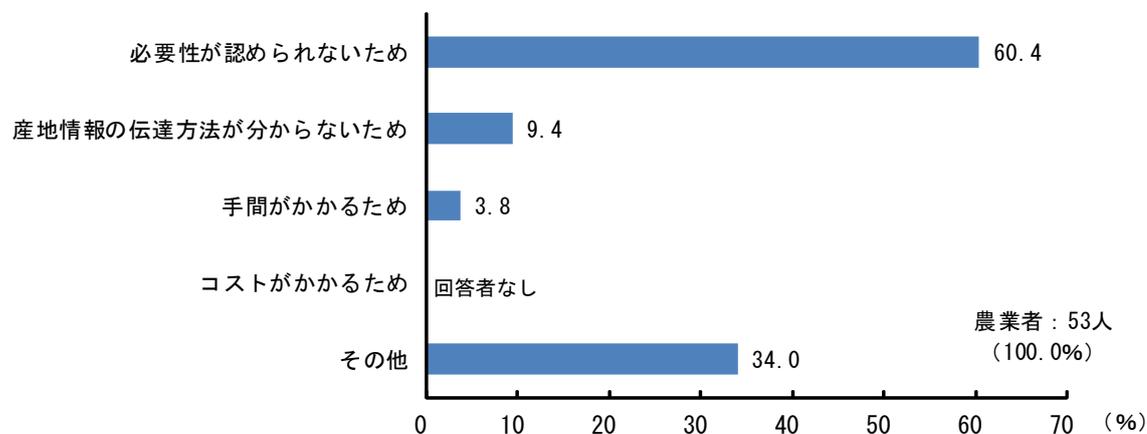
図 1-16 生産物の産地情報伝達を行う理由（複数回答）



ク 生産物の産地情報伝達を行っていない理由

産地情報の伝達を行っていないと回答した者において、生産物の産地情報の伝達を行っていない理由について、「必要性が認められないため」と回答した割合が60.4%と最も高く、次いで「産地情報の伝達方法が分からないため」（9.4%）、「手間がかかるため」（3.8%）の順であった。

図 1-17 生産物の産地情報伝達を行っていない理由（複数回答）



2 流通加工業者モニターに対する調査結果

- － 対象米穀等の取引等の記録の作成・保存を行うことが重要であると感じているのは47%、対象米穀等の産地情報伝達が重要であると感じているのは50% －

(1) 米穀等の取扱状況

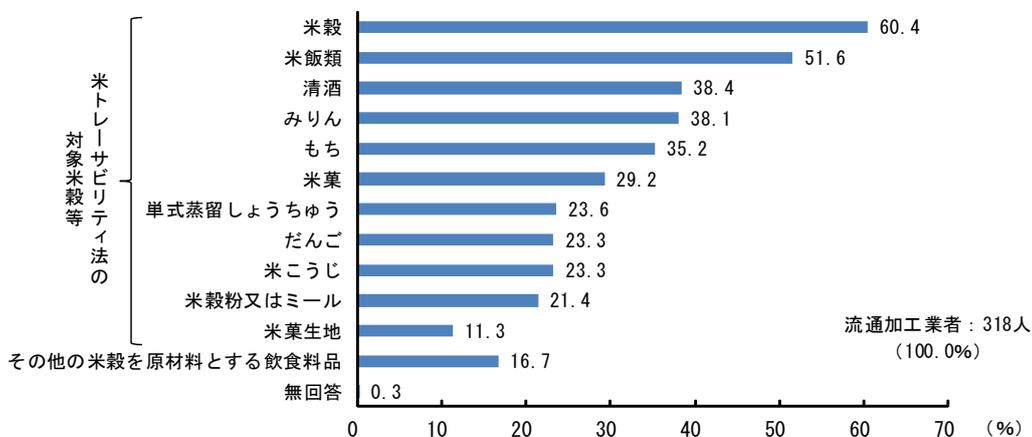
ア 米穀や米穀を原材料とする飲食料品の取扱状況

流通加工業者モニター529人のうち、米穀や米穀を原材料とする飲食料品の取扱状況について、「取り扱っている」と回答した者は318人（60.1%）であった。

イ 取り扱っている米穀等

米穀や米穀を原材料とする飲食料品を取り扱っていると回答した者において、取り扱っているものについて、「米穀」と回答した割合が60.4%と最も高く、次いで「米飯類」（51.6%）、「清酒」（38.4%）、「みりん」（38.1%）の順であり、米トレーサビリティ法の対象米穀等（米穀や米穀を原材料とする飲食料品のうち「その他の米穀を原材料とする飲食料品」を除いたもの。以下「対象米穀等」という。）を取り扱っていると回答した者は、307人（96.5%）であった。

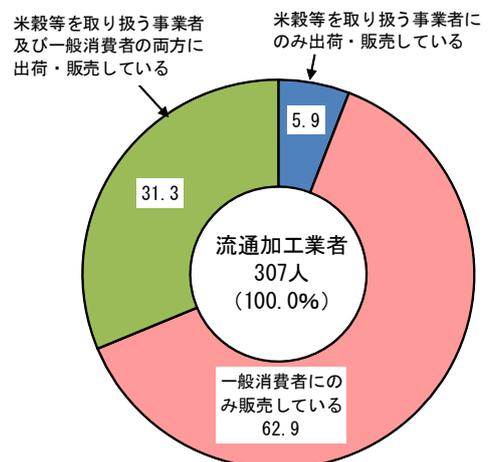
図2-1 取り扱っている米穀等（複数回答）



ウ 対象米穀等の出荷・販売状況

対象米穀等を取り扱っていると回答した者において、対象米穀等の出荷又は販売状況について、「米穀等を取り扱う事業者にのみ出荷・販売している」と回答した割合が5.9%、「一般消費者にのみ販売している」が62.9%、「米穀等を取り扱う事業者及び一般消費者の両方に出荷・販売している」が31.3%であった。

図2-2 対象米穀等の出荷・販売状況



(2) 対象米穀等の取引等の記録の作成・保存について

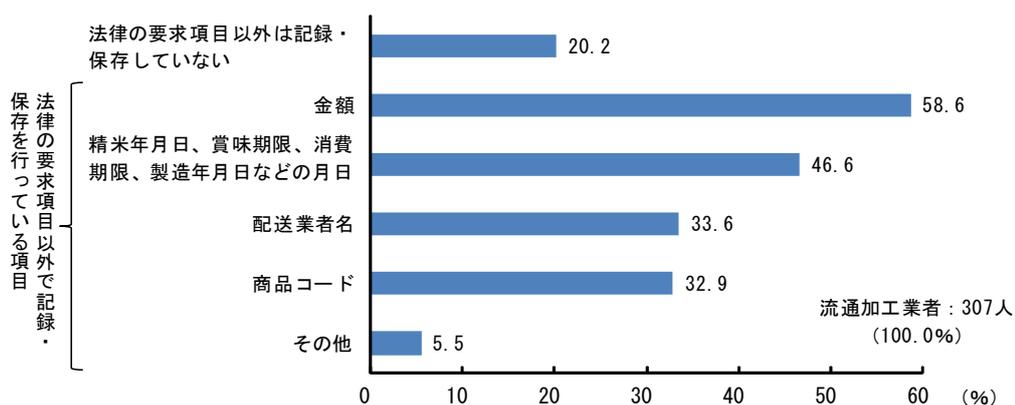
対象米穀等を出荷・販売する事業者は、米トレーサビリティ法に基づき、米穀の取引等の記録（法律の要求項目：名称、産地、数量、譲受け・譲渡しの年月日、相手方の氏名・名称、搬入又は搬出した場所）の作成・保存を行うことが義務付けられています。

ア 対象米穀等の取引等の記録の作成・保存の内容

対象米穀等を取り扱っていると回答した者において、米トレーサビリティ法に基づき、取引の際に法律の要求項目だけの記録の作成・保存を行っている者（「法律の要求項目以外は記録・保存していない」）は20.2%であった。

また、法律の要求項目と合わせて記録の作成・保存を行っている項目の内容について、「金額」と回答した割合が58.6%、次いで「精米年月日、賞味期限、消費期限、製造年月日などの月日」（46.6%）、「配送業者名」（33.6%）、「商品コード」（32.9%）の順であった。

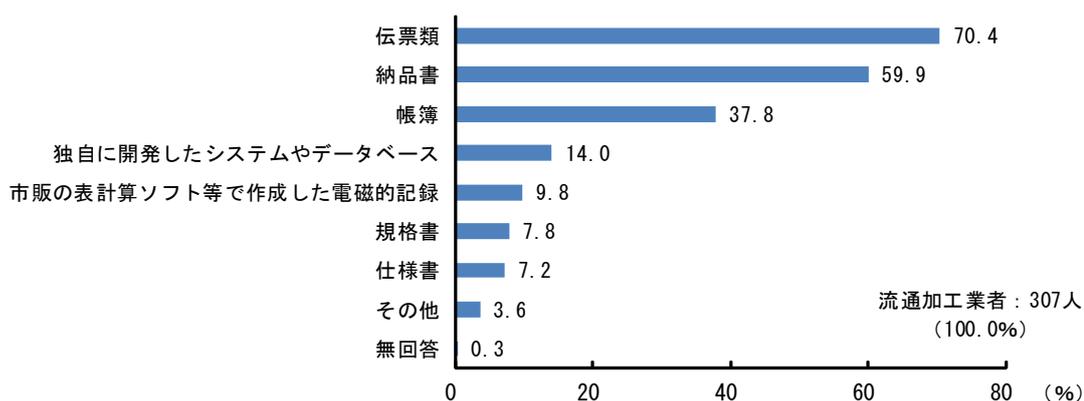
図2-3 対象米穀等の取引等の記録の作成・保存の内容（複数回答）



イ 対象米穀等の取引等の記録を作成・保存している媒体

対象米穀等を取り扱っていると回答した者において、対象米穀等の取引等の記録を作成・保存している媒体について、「伝票類」と回答した割合が70.4%と最も高く、次いで「納品書」（59.9%）、「帳簿」（37.8%）の順であった。

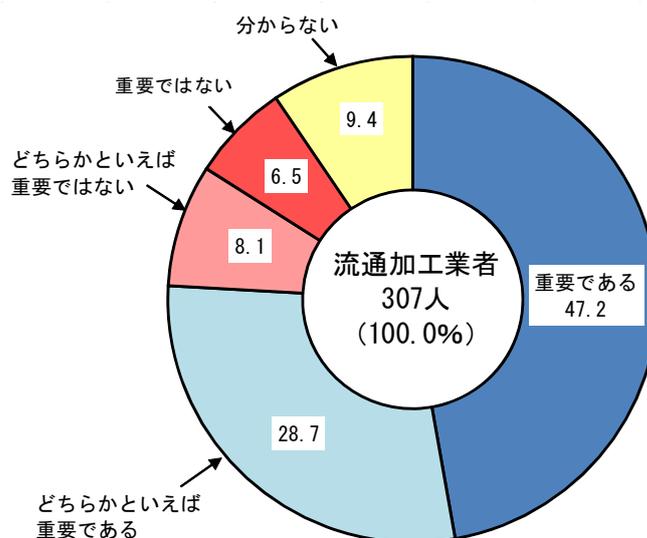
図2-4 対象米穀等の取引等の記録を作成・保存している媒体（複数回答）



ウ 対象米穀等の取引等の記録の作成・保存を行うことの重要度

対象米穀等を取り扱っていると回答した者において、対象米穀等の取引等の記録の作成・保存を行うことについて、「重要である」と回答した割合が47.2%と最も高く、次いで「どちらかといえば重要である」（28.7%）、「分からない」（9.4%）の順であった。

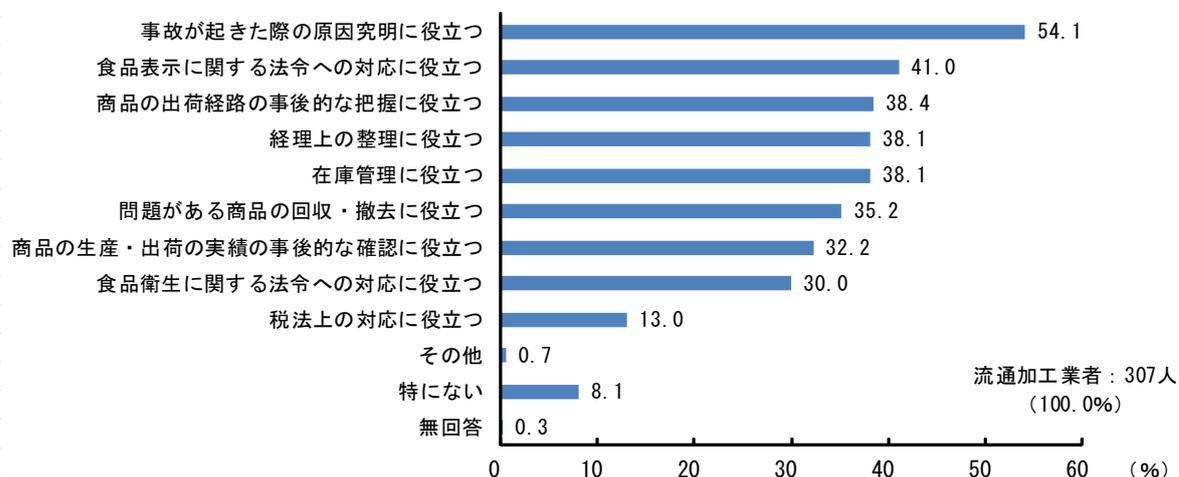
図 2 - 5 対象米穀等の取引等の記録の作成・保存を行うことの重要度



エ 対象米穀等の取引等の記録を作成・保存することのメリット

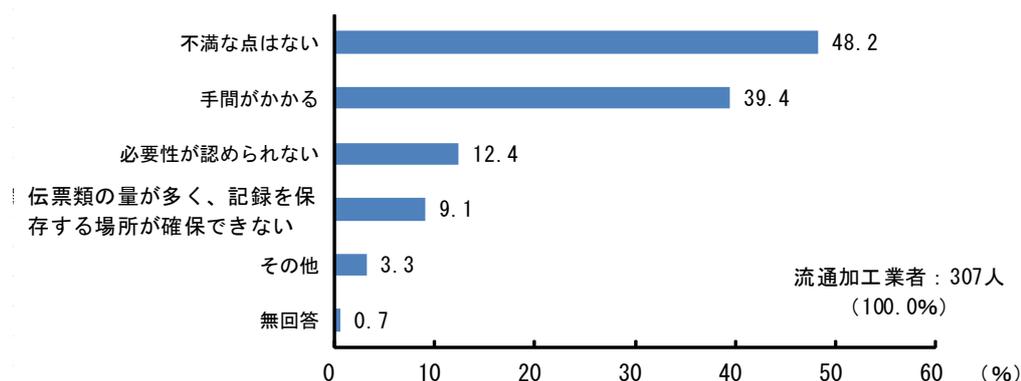
対象米穀等を取り扱っていると回答した者において、対象米穀等の取引等の記録を作成・保存することのメリットについて、「事故が起きた際の原因究明に役立つ」と回答した割合が54.1%と最も高く、次いで「食品表示に関する法令への対応に役立つ」（41.0%）、「商品の出荷経路の事後的な把握に役立つ」（38.4%）の順であった。

図 2 - 6 対象米穀等の取引等の記録を作成・保存することのメリット（複数回答）



オ 対象米穀等の取引等の記録を作成・保存することに対し不満に感じている点
 対象米穀等を取り扱っていると回答した者において、対象米穀等の取引等の記録を作成・保存することが法律で義務付けられていることに対し不満に感じている点について、「不満な点はない」と回答した割合が48.2%と最も高く、次いで「手間がかかる」(39.4%)、「必要性が認められない」(12.4%)の順であった。

図2-7 対象米穀等の取引等の記録を作成・保存することに対し不満に感じている点（複数回答）



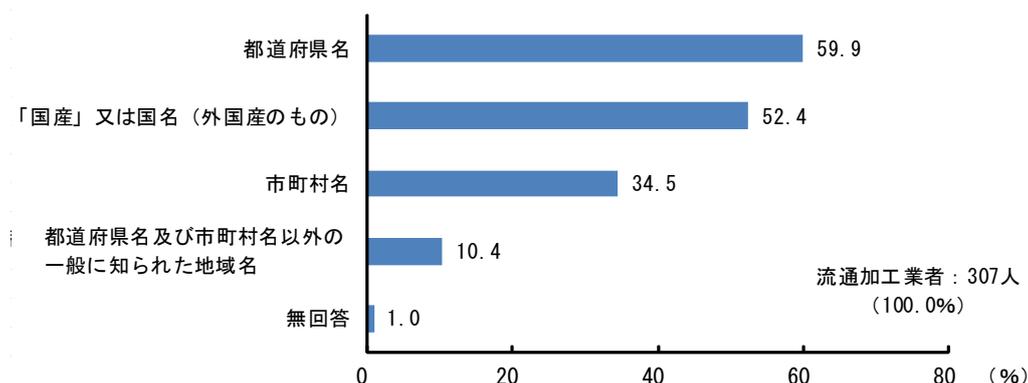
(3) 対象米穀等の産地情報の伝達について

〔対象米穀等について事業者への譲渡し又は一般消費者への販売・提供をするときは、米トレ一サビリティ法に基づき、米穀の産地情報の伝達を行うことが義務付けられています。〕

ア 伝達している内容

対象米穀等を取り扱っていると回答した者において、取引先事業者又は一般消費者に対象米穀等の産地情報を伝達する際の内容について、「都道府県名」と回答した割合が59.9%と最も高く、次いで「国産」又は国名（外国産のもの）」(52.4%)、「市町村名」(34.5%)の順であった。

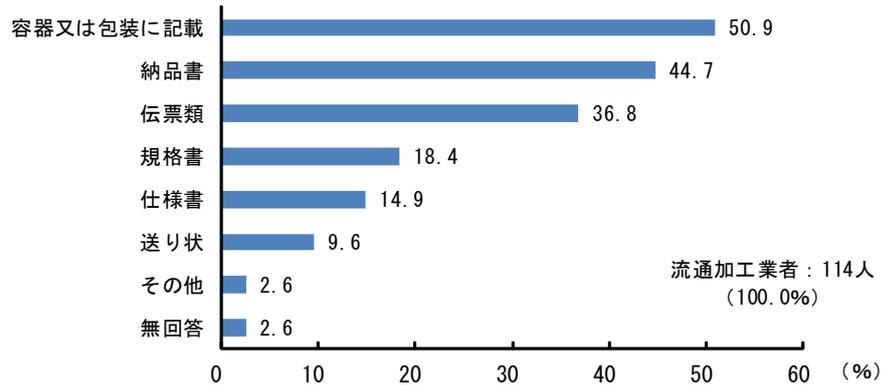
図2-8 伝達している内容（複数回答）



イ 取引先事業者への伝達の方法

対象米穀等を取り扱う事業者に出荷・販売していると回答した者において、取引先事業者に対象米穀等の産地情報を伝達する方法について、「容器又は包装に記載」と回答した割合が50.9%と最も高く、次いで「納品書」(44.7%)、「伝票類」(36.8%)の順であった。

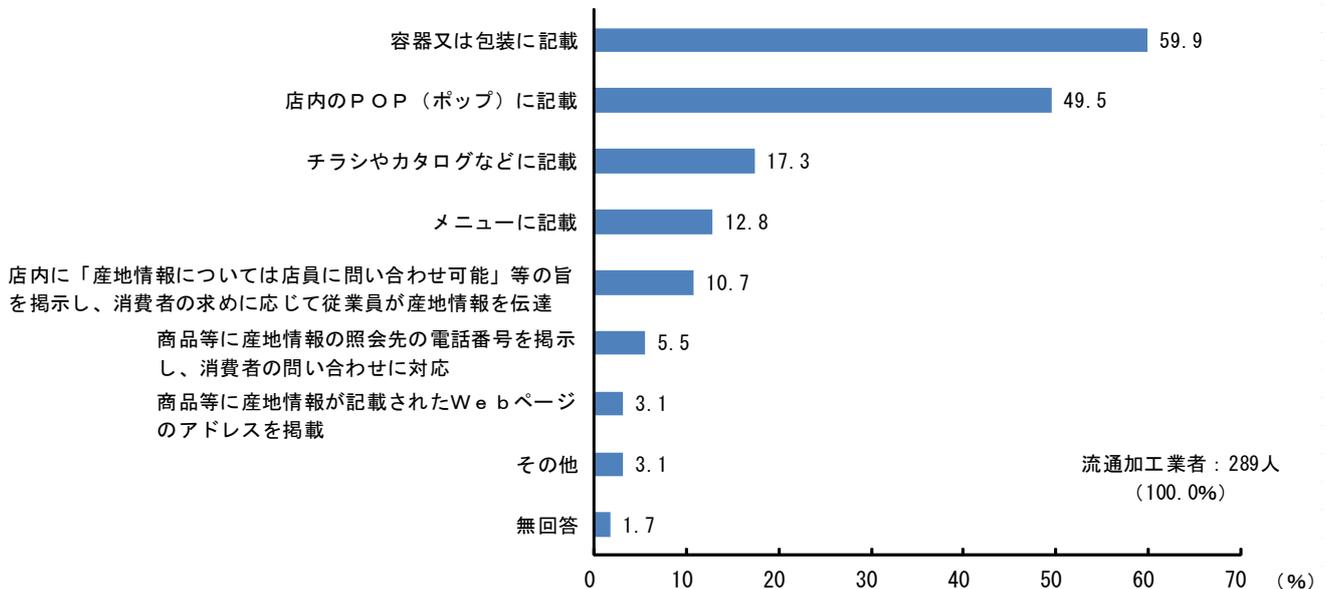
図2-9 取引先事業者への伝達の方法（複数回答）



ウ 一般消費者への伝達の方法

一般消費者に出荷・販売していると回答した者において、一般消費者に対象米穀等の産地情報を伝達する方法について、「容器又は包装に記載」と回答した割合が59.9%と最も高く、次いで「店内のPOP（ポップ）に記載」(49.5%)、「チラシやカタログなどに記載」(17.3%)の順であった。

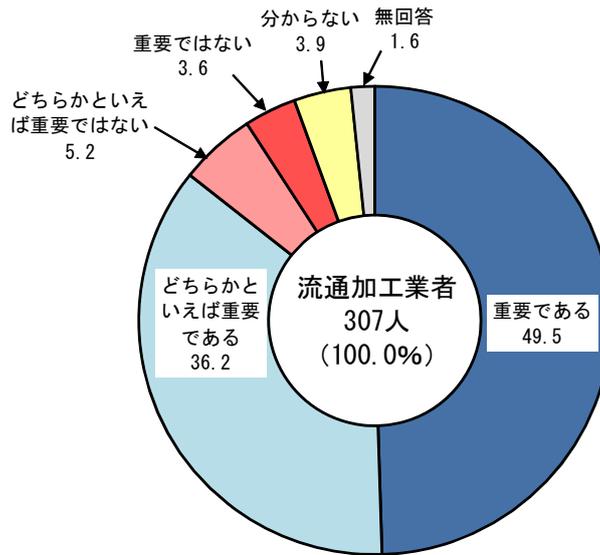
図2-10 一般消費者への伝達の方法（複数回答）



エ 対象米穀等の産地情報伝達の重要度

対象米穀等を取り扱っていると回答した者において、対象米穀等の産地情報の伝達について、「重要である」と回答した割合が49.5%と最も高く、次いで「どちらかといえば重要である」(36.2%)、「どちらかといえば重要ではない」(5.2%)の順であった。

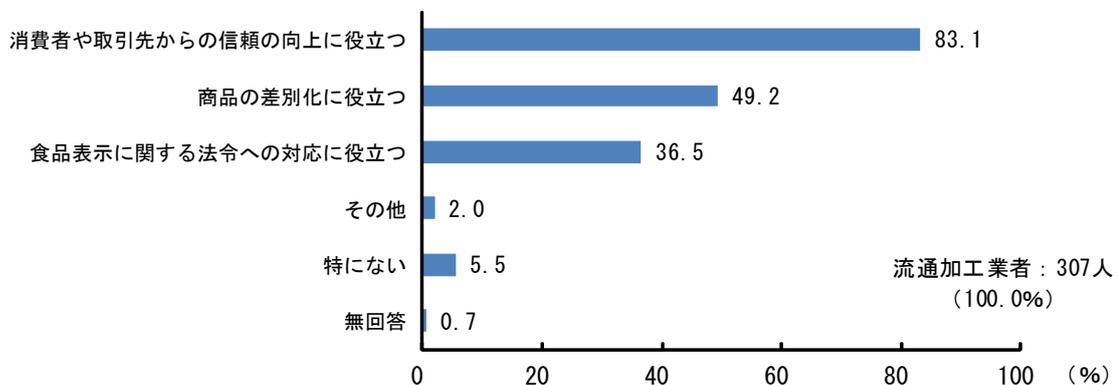
図2-11 対象米穀等の産地情報伝達の重要度



オ 対象米穀等の産地情報伝達を行うことのメリット

対象米穀等を取り扱っていると回答した者において、対象米穀等の産地情報の伝達を行うことのメリットについて、「消費者や取引先からの信頼の向上に役立つ」と回答した割合が83.1%と最も高く、次いで「商品の差別化に役立つ」(49.2%)、「食品表示に関する法令への対応に役立つ」(36.5%)の順であった。

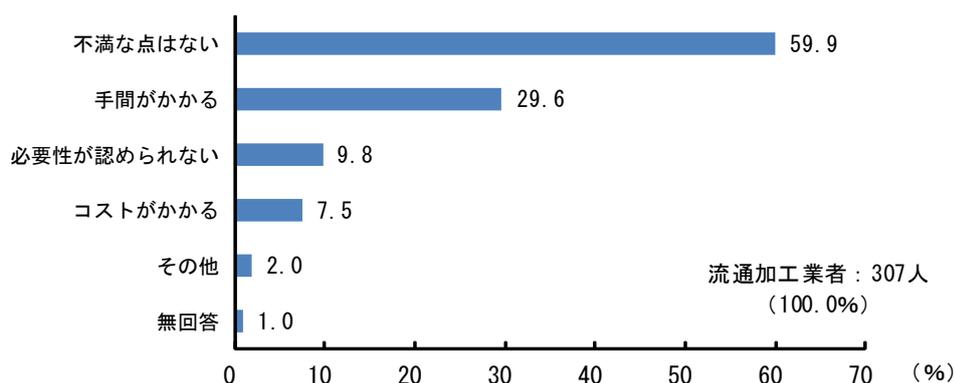
図2-12 対象米穀等の産地情報伝達を行うことのメリット（複数回答）



カ 対象米穀等の産地情報伝達を行うことに対し不満に感じている点

対象米穀等を取り扱っていると回答した者において、対象米穀等の産地情報の伝達を行うことが法律で義務付けられていることに対し不満に感じている点について、「不満な点はない」と回答した割合が59.9%と最も高く、次いで「手間がかかる」(29.6%)、「必要性が認められない」(9.8%)の順であった。

図2-13 対象米穀等の産地情報伝達を行うことに対し不満に感じている点（複数回答）

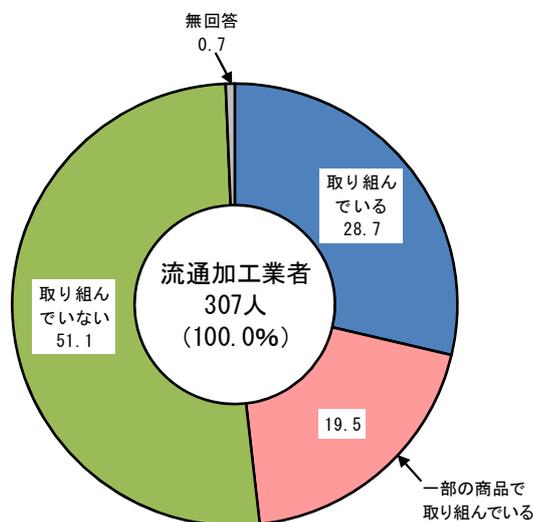


(4) 対象米穀等の内部トレーサビリティについて

ア 内部トレーサビリティの取組状況

対象米穀等を取り扱っていると回答した者において、食品の事後的な追跡可能性を高めるため「入荷した食品（原料）の特定のロット」と「出荷した食品の特定のロット」を対応付ける記録を保存する取組（以下、「内部トレーサビリティ」という。）について、「取り組んでいない」と回答した割合が51.1%と最も高く、次いで「取り組んでいる」(28.7%)、「一部の商品で取り組んでいる」(19.5%)の順であった。

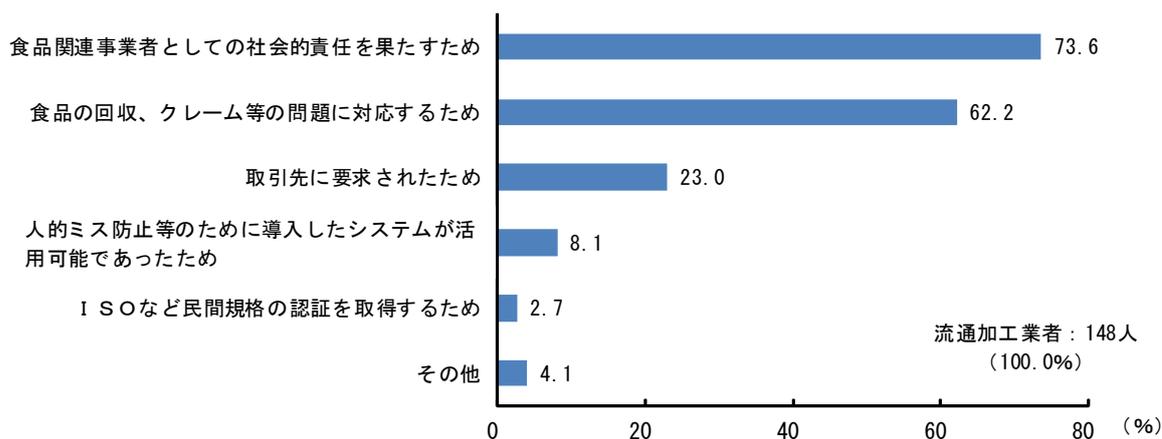
図2-14 内部トレーサビリティの取組状況



イ 内部トレーサビリティに取り組んでいる理由

内部トレーサビリティに取り組んでいる又は一部の商品で取り組んでいると回答した者において、内部トレーサビリティに取り組んでいる理由について、「食品関連事業者としての社会的責任を果たすため」と回答した割合が73.6%と最も高く、次いで「食品の回収、クレーム等の問題に対応するため」(62.2%)、「取引先に要求されたため」(23.0%)の順であった。

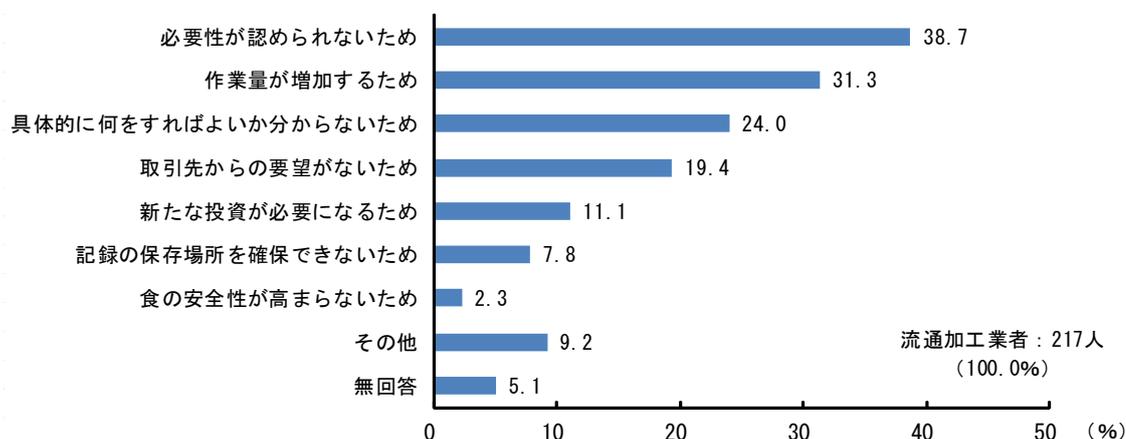
図2-15 内部トレーサビリティに取り組んでいる理由（複数回答）



ウ 内部トレーサビリティに取り組んでいない理由

内部トレーサビリティに一部の商品で取り組んでいる又は取り組んでいないと回答した者において、内部トレーサビリティに取り組んでいない理由について、「必要性が認められないため」と回答した割合が38.7%と最も高く、次いで「作業量が増加するため」(31.3%)、「具体的に何をすればよいか分からないため」(24.0%)の順であった。

図2-16 内部トレーサビリティに取り組んでいない理由（複数回答）



(5) 飲食料品の取引等について

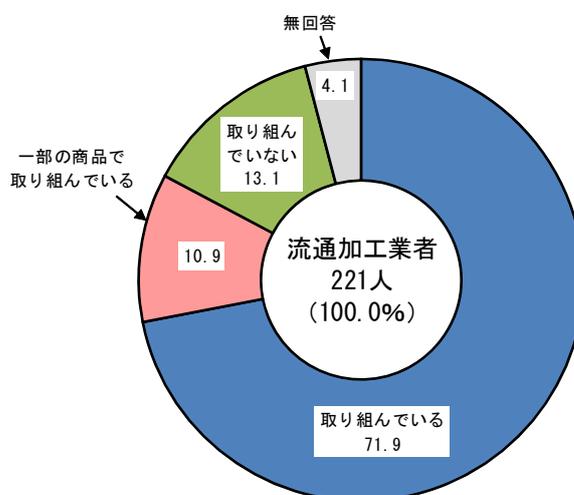
ア 飲食料品の取扱状況

流通加工業者モニター529人のうち、対象米穀等以外の飲食料品（以下「飲食料品」という。）のみを取り扱っていると回答した者（「米穀等を取り扱っていない」と「その他の米穀等を原材料とした飲食料品のみ取り扱っている」の合計）は221人（41.8%）であった。

イ 飲食料品の取引等の記録の作成・保存の取組状況

飲食料品のみを取り扱っていると回答した者において、取引等の記録の作成・保存について、「取り組んでいる」と回答した割合が71.9%と最も高く、次いで「取り組んでいない」（13.1%）、「一部の商品で取り組んでいる」（10.9%）の順であった。

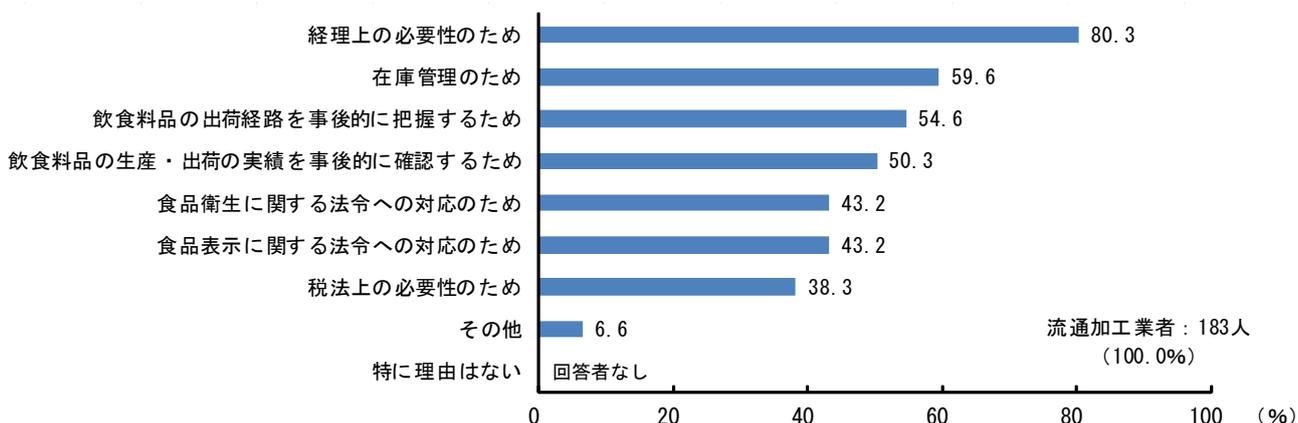
図2-17 飲食料品の取引等の記録の作成・保存の取組状況



ウ 飲食料品の取引等の記録の作成・保存に取り組んでいる理由

飲食料品の取引等における記録の作成・保存に取り組んでいる又は一部の商品で取り組んでいると回答した者において、記録の作成・保存に取り組んでいる理由について、「経理上の必要性のため」と回答した割合が80.3%と最も高く、次いで「在庫管理のため」（59.6%）、「飲食料品の出荷経路を事後的に把握するため」（54.6%）の順であった。

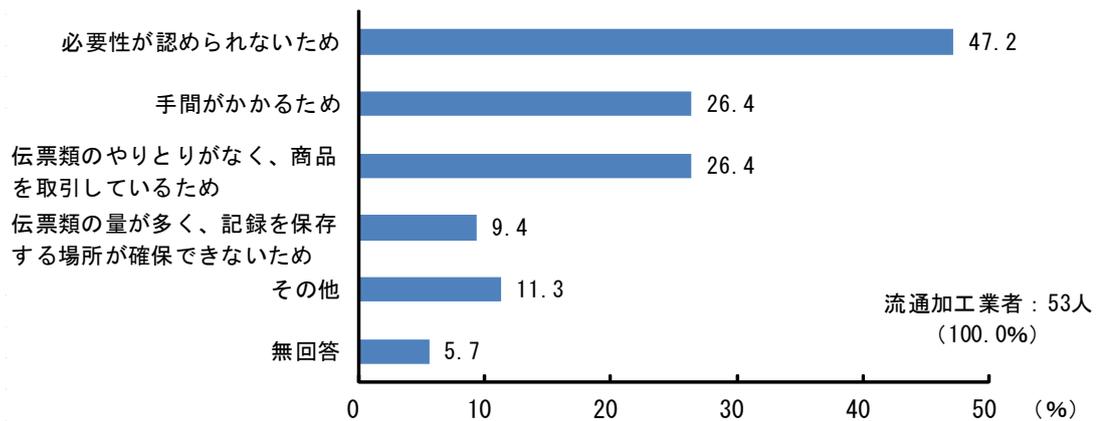
図2-18 飲食料品の取引等の記録の作成・保存に取り組んでいる理由（複数回答）



エ 飲食料品の取引等の記録の作成・保存に取り組んでいない理由

飲食料品の取引等における記録の作成・保存に一部の飲食料品で取り組んでいる又は取り組んでいないと回答した者において、記録の作成・保存に取り組んでいない理由について、「必要性が認められないため」と回答した割合が47.2%と最も高く、次いで「手間がかかるため」(26.4%)、「伝票類のやりとりがなく、商品を取引しているため」(26.4%)であった。

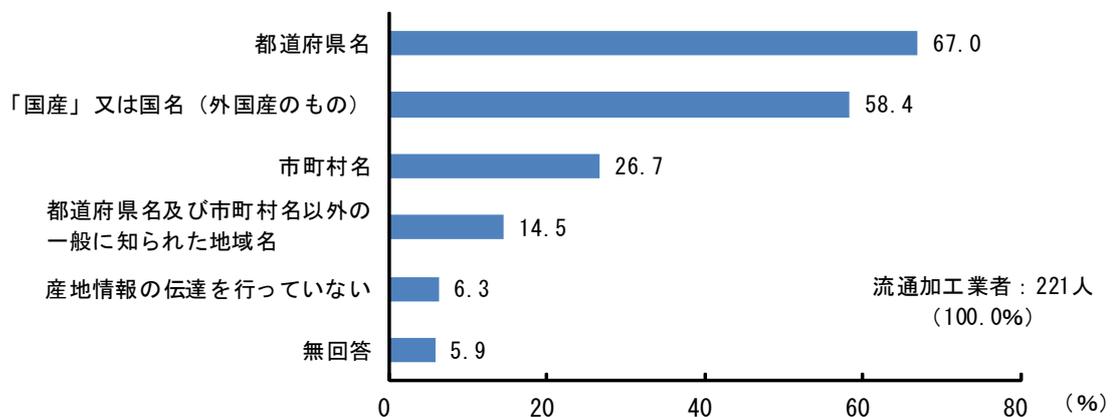
図2-19 飲食料品の取引等の記録の作成・保存に取り組んでいない理由（複数回答）



オ 飲食料品の産地情報伝達の内容

飲食料品のみを取り扱っていると回答した者において、取引先事業者又は一般消費者に飲食料品の産地情報を伝達する際の内容について、「都道府県名」と回答した割合が67.0%と最も高く、次いで「国産」又は国名（外国産のもの）」(58.4%)、「市町村名」(26.7%)の順であった。

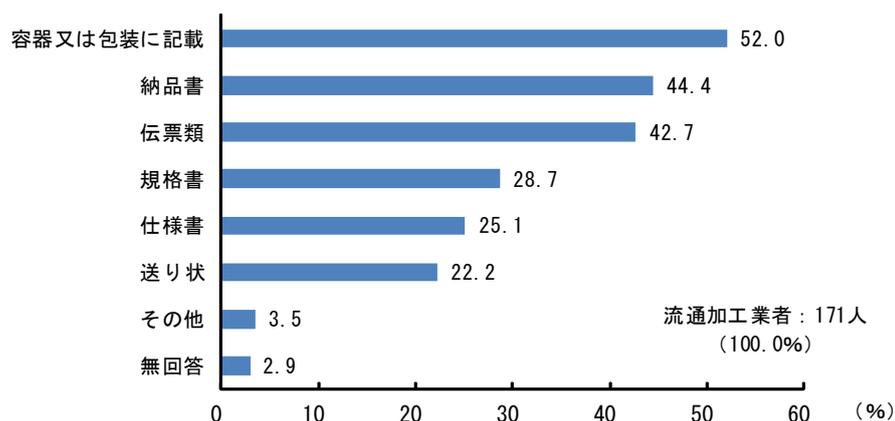
図2-20 飲食料品の産地情報伝達の内容（複数回答）



カ 飲食料品の取引先事業者への産地情報の伝達方法

飲食料品を取引先事業者に出荷・販売していると回答した者において、取引先事業者に飲食料品の産地情報を伝達する際の方法について、「容器又は包装に記載」と回答した割合が52.0%と最も高く、次いで「納品書」（44.4%）、「伝票類」（42.7%）の順であった。

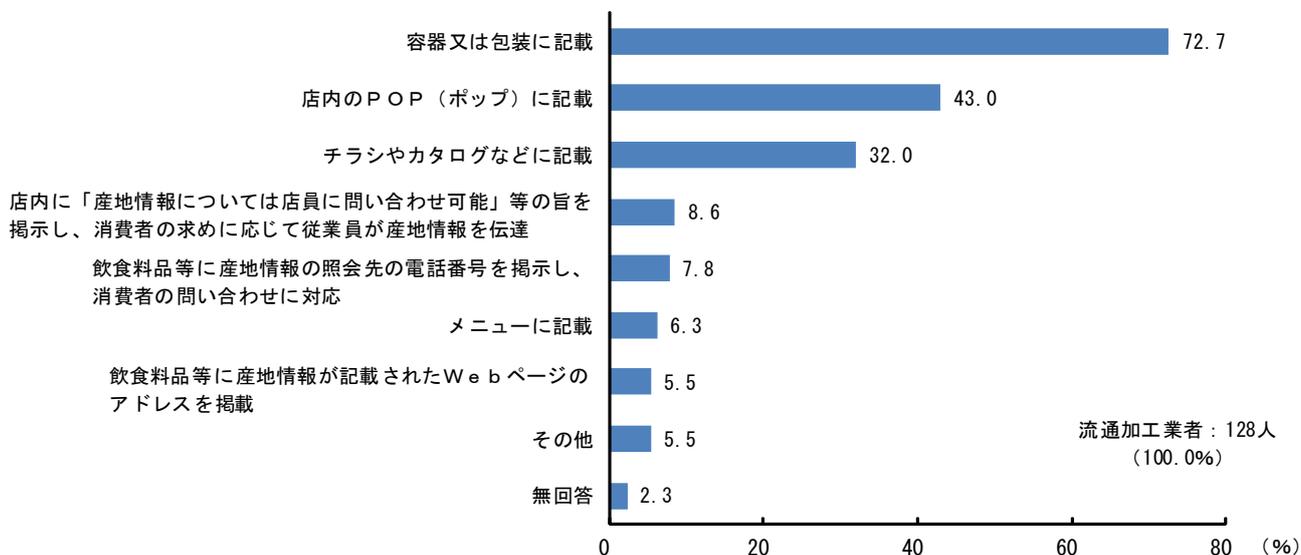
図 2-21 飲食料品の取引先事業者への産地情報の伝達方法（複数回答）



キ 飲食料品の一般消費者への産地情報の伝達方法

飲食料品を一般消費者に出荷・販売していると回答した者において、一般消費者に飲食料品の産地情報を伝達する際の方法について、「容器又は包装に記載」と回答した割合が72.7%と最も高く、次いで「店内のPOP（ポップ）に記載」（43.0%）、「チラシやカタログなどに記載」（32.0%）の順であった。

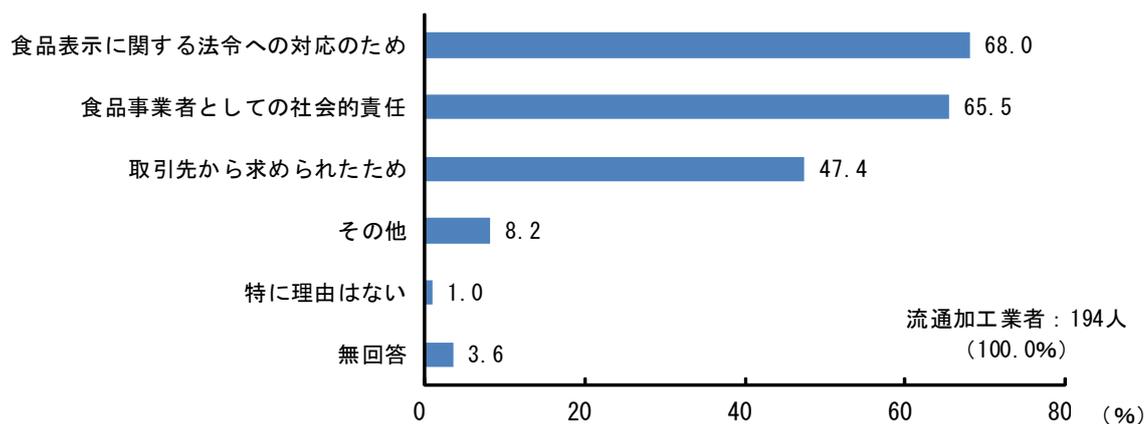
図 2-22 飲食料品の一般消費者への産地情報の伝達方法（複数回答）



ク 飲食料品の産地情報の伝達を行う理由

産地情報の伝達を行っている者において、飲食料品の産地情報の伝達を行う理由について、「食品表示に関する法令への対応のため」と回答した割合が68.0%と最も高く、次いで「食品事業者としての社会的責任」（65.5%）、「取引先から求められたため」（47.4%）の順であった。

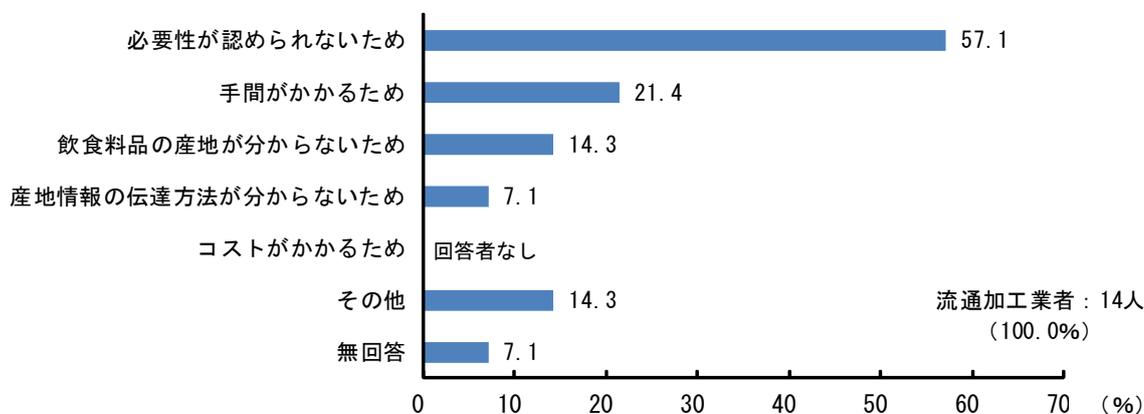
図 2-23 飲食料品の産地情報の伝達を行う理由（複数回答）



ケ 飲食料品の産地情報の伝達を行っていない理由

産地情報の伝達を行っていないと回答した者において、飲食料品の産地情報の伝達を行っていない理由について、「必要性が認められないから」と回答した割合が57.1%と最も高く、次いで「手間がかかるため」（21.4%）、「飲食料品の産地が分からないため」（14.3%）の順であった。

図 2-24 飲食料品の産地情報の伝達を行っていない理由（複数回答）



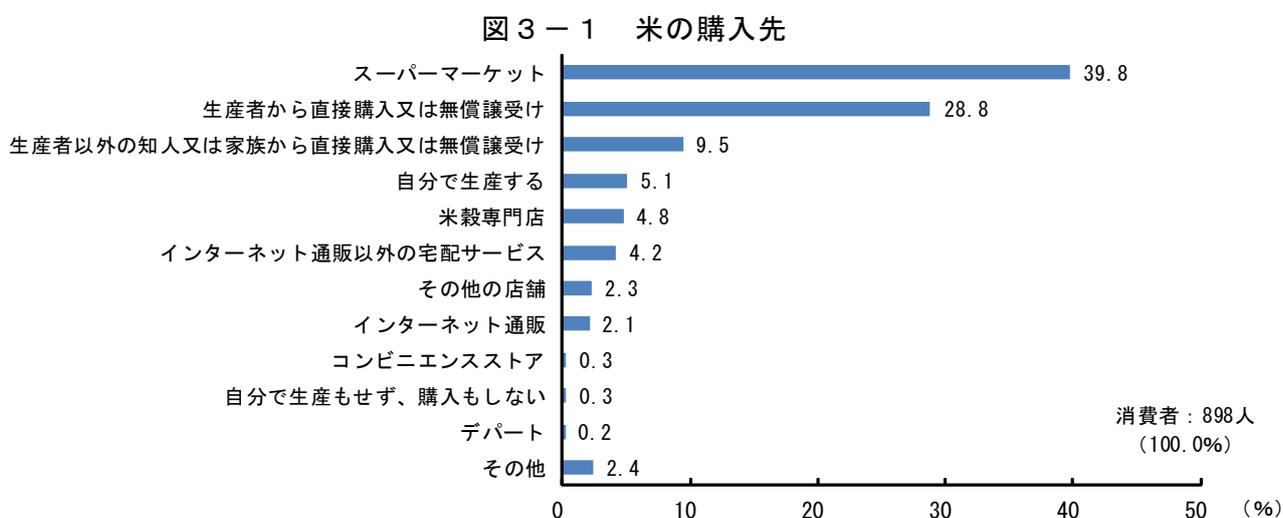
3 消費者モニターに対する調査結果

- － 米の購入時に最も重視する点は「産地」が37%、米製品の購入時に最も重視する点は「原料米の産地」が39% －

(1) 購入する米について

ア 米の購入先

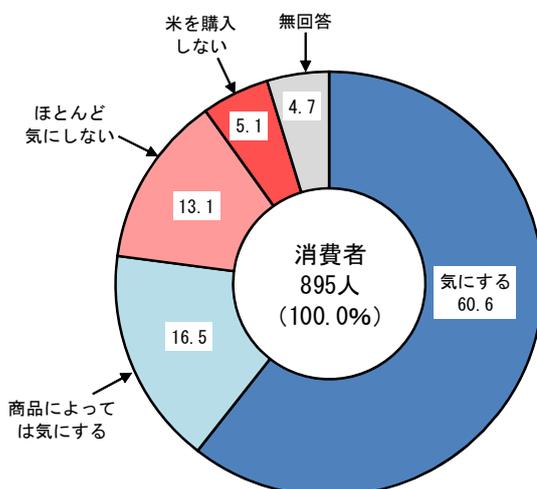
自宅で食べる米の購入先について、「スーパーマーケット」と回答した割合が39.8%と最も高く、次いで「生産者から直接購入又は無償譲受け」(28.8%)、「生産者以外の知人又は家族から直接購入又は無償譲受け」(9.5%)の順であった。



イ 米を購入する際の米の産地についての意識

自宅で食べる米を購入する際の米の産地について、「気にする」と回答した割合が60.6%と最も高く、次いで「商品によっては気にする」(16.5%)、「ほとんど気にしない」(13.1%)の順であった。

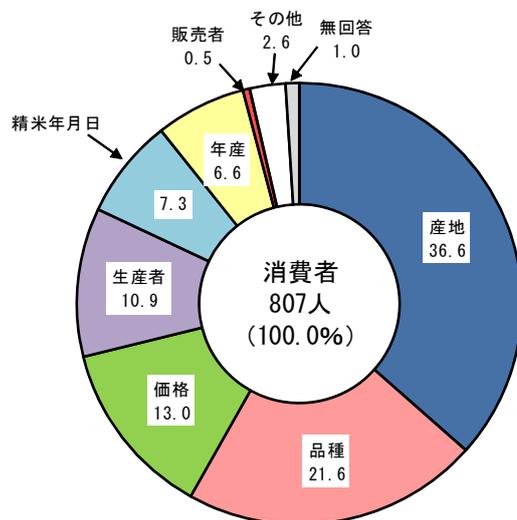
図3-2 米を購入する際の米の産地についての意識



ウ 米を購入する際に最も重視する点

自宅で食べる米を購入する際に最も重視する点について、「産地」と回答した割合が36.6%と最も高く、次いで「品種」(21.6%)、「価格」(13.0%)の順であった。

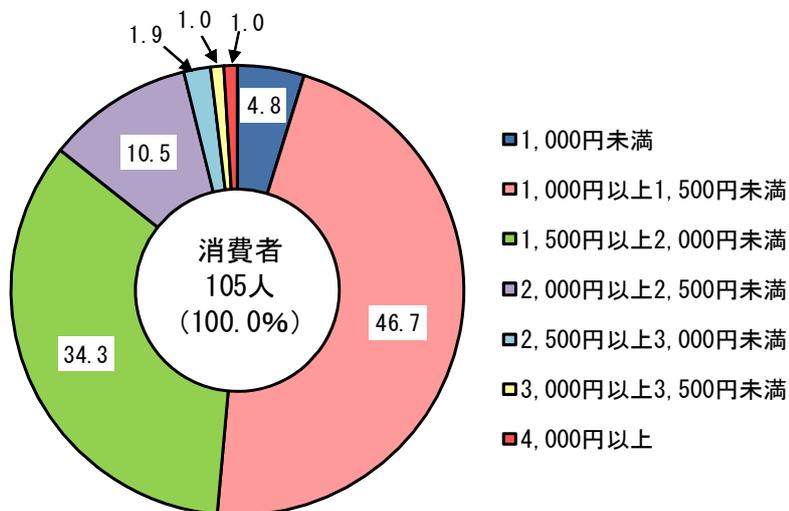
図3-3 米を購入する際に最も重視する点



エ 購入する米の価格

価格を重視する者において、購入する米の価格（5 kg当たり、税込み価格）について、「1,000円以上1,500円未満」と回答した割合が46.7%と最も高く、次いで「1,500円以上2,000円未満」(34.3%)、「2,000円以上2,500円未満」(10.5%)の順であった。

図3-4 購入する米の価格

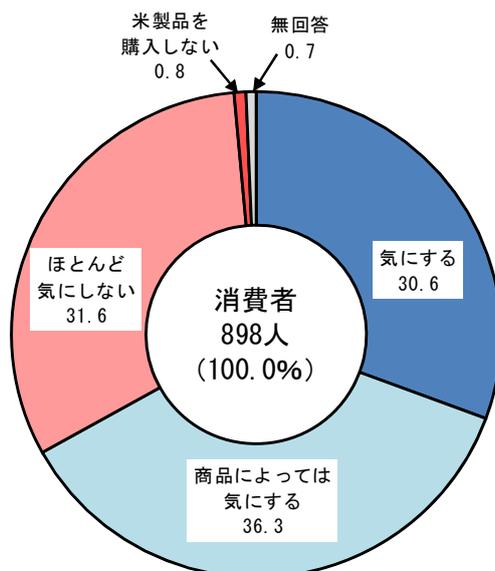


(2) 購入する米製品について

ア 米製品を購入する際の原料米の産地についての意識

米菓やもち、だんご、清酒等の米製品を購入する際の原料米の産地について、「商品によっては気にする」と回答した割合が36.3%と最も高く、次いで「ほとんど気にしない」(31.6%)、「気にする」(30.6%)の順であった。

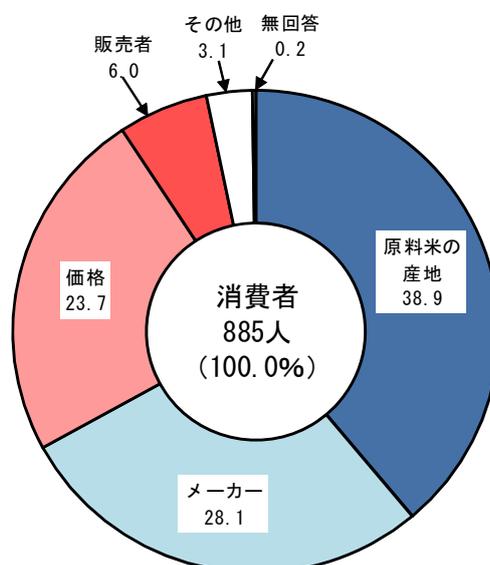
図3-5 米製品を購入する際の原料米の産地についての意識



イ 米製品を購入する際に最も重視する点

米菓やもち、だんご、清酒等の米製品を購入する際に最も重視する点について、「原料米の産地」と回答した割合が38.9%と最も高く、次いで「メーカー」(28.1%)、「価格」(23.7%)の順であった。

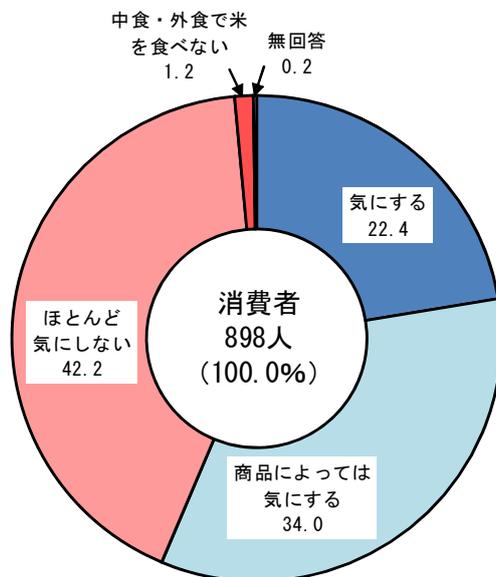
図3-6 米製品を購入する際に最も重視する点



(3) 中食や外食で食する米の産地についての意識

中食（弁当、惣菜等）や外食で米（ご飯）を食べるとき、使われている米の産地について、「ほとんど気にしない」と回答した割合が42.2%と最も高く、次いで「商品によっては気にする」（34.0%）、「気にする」（22.4%）の順であった。

図3-7 中食や外食で食する米の産地についての意識

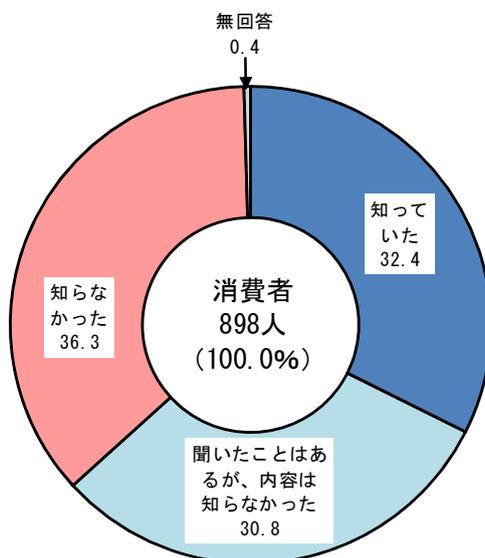


(4) 米トレーサビリティ制度について

ア 米トレーサビリティ制度の認知度

米トレーサビリティ制度について、「知らなかった」と回答した割合が36.3%と最も高く、次いで「知っていた」（32.4%）、「聞いたことはあるが、内容は知らなかった」（30.8%）の順であった。

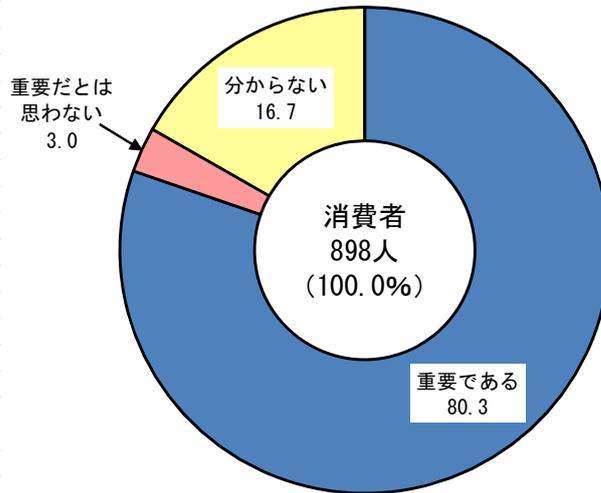
図3-8 米トレーサビリティ制度の認知度



イ 米トレーサビリティ制度についての意識

米トレーサビリティ制度について、「重要である」と回答した割合が80.3%と最も高く、次いで「分からない」(16.7%)、「重要だとは思わない」(3.0%)の順であった。

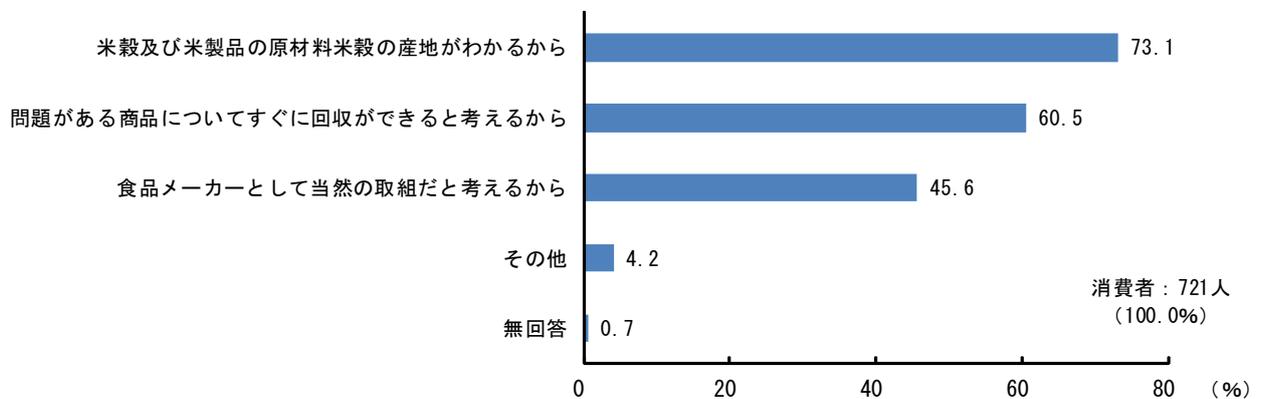
図3-9 米トレーサビリティ制度についての意識



ウ 米トレーサビリティ制度が重要であると考え理由

米トレーサビリティ制度が重要であると考えた者において、重要であると考え理由について、「米穀及び米製品の原材料米穀の産地がわかるから」と回答した割合が73.1%と最も高く、次いで「問題がある商品についてすぐに回収ができると考えるから」(60.5%)、「食品メーカーとして当然の取組だと考えるから」(45.6%)の順であった。

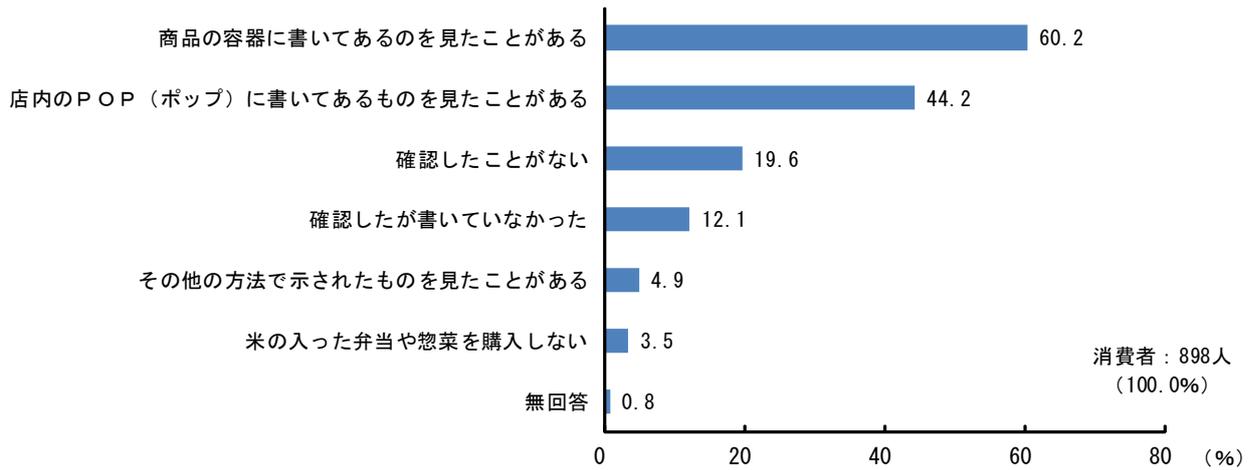
図3-10 米トレーサビリティ制度が重要であると考え理由（複数回答）



エ 購入する弁当や惣菜の中の米飯類の産地情報

購入する弁当や惣菜の中の米飯類の産地情報について、「商品の容器に書いてあるのを見たことがある」と回答した割合が60.2%と最も高く、次いで「店内のPOP（ポップ）に書いてあるものを見たことがある」（44.2%）、「確認したことがない」（19.6%）の順であった。

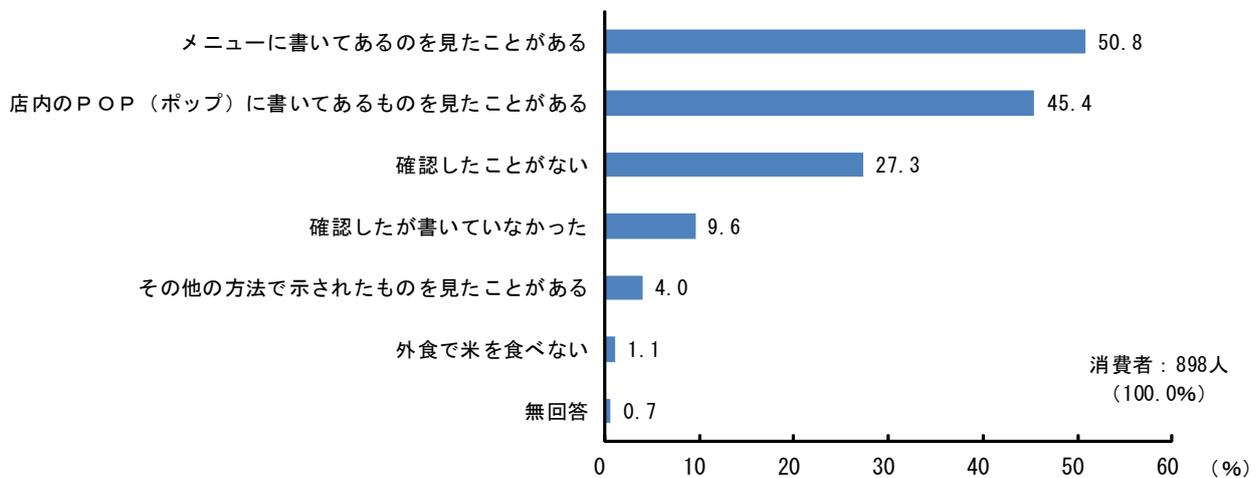
図3-11 購入する弁当や惣菜の中の米飯類の産地情報（複数回答）



オ 外食店での米飯類の産地情報

外食店の米飯類の産地情報について、「メニューに書いてあるのを見たことがある」と回答した割合が50.8%、次いで「店内のPOP（ポップ）に書いてあるものを見たことがある」（45.4%）、「確認したことがない」（27.3%）の順であった。

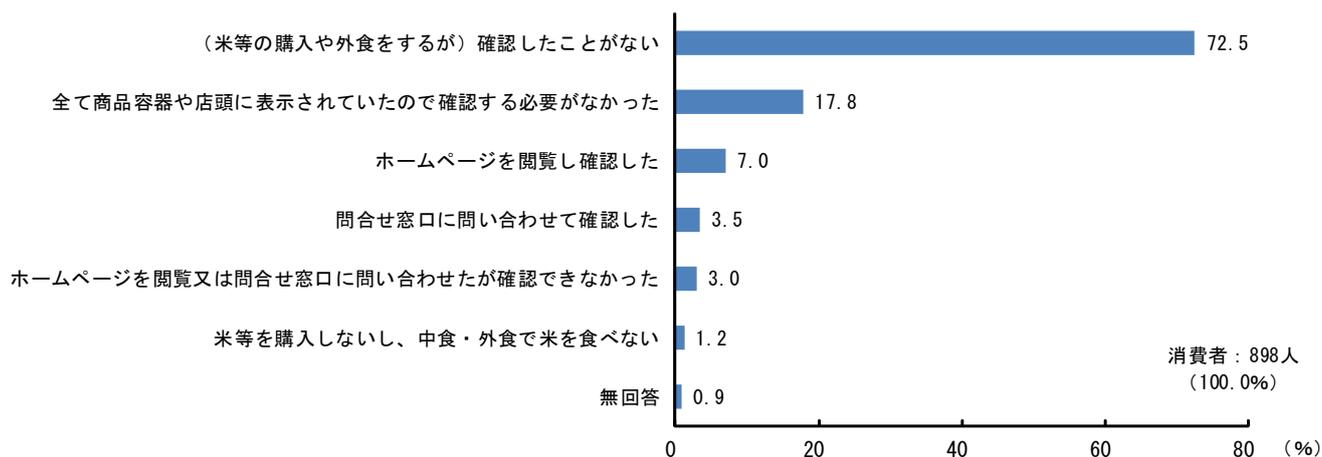
図3-12 外食店での米飯類の産地情報（複数回答）



カ 産地情報の確認

米や米製品、中食や外食の商品に関し、産地情報が商品容器や店頭に表示されていない場合の産地情報の確認について、「確認したことがない」と回答した割合が72.5%と最も高く、次いで「全て商品容器や店頭に表示されていたので確認する必要がなかった」(17.8%)、「ホームページを閲覧し確認した」(7.0%)の順であった。

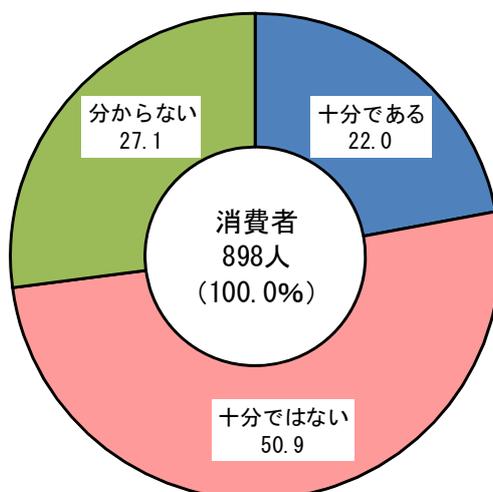
図3-13 産地情報の確認（複数回答）



キ 産地情報伝達の内容について

産地情報伝達の内容について、「十分ではない」と回答した割合が50.9%と最も高く、次いで「分からない」(27.1%)、「十分である」(22.0%)の順であった。

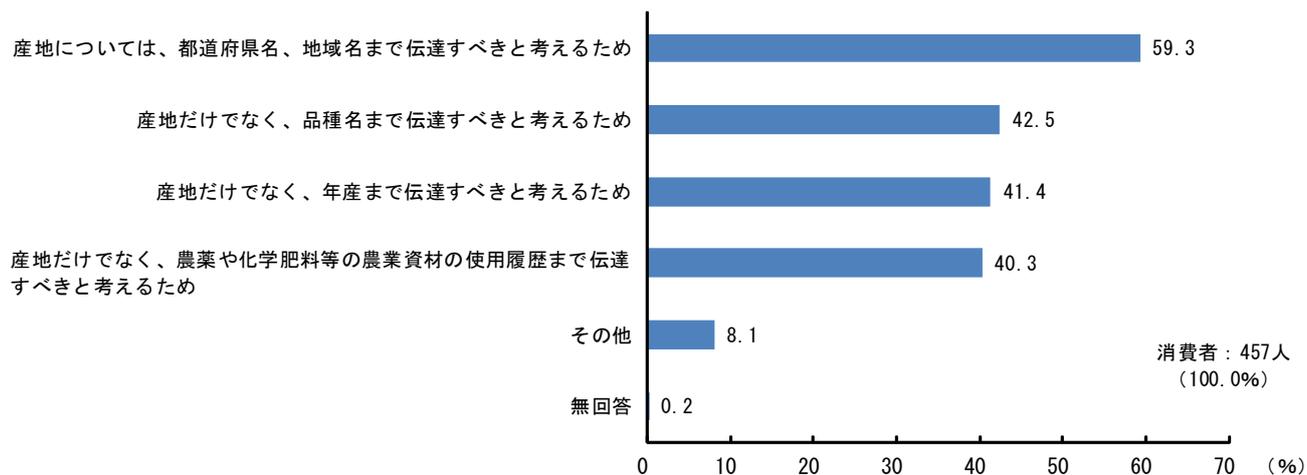
図3-14 産地情報伝達の内容について



ク 産地情報伝達の内容が十分ではないと考える理由

産地情報伝達の内容が十分ではないと回答した者において、十分ではないと考える理由について、「産地については、都道府県名、地域名まで伝達すべきと考えるため」と回答した割合が59.3%と最も高く、次いで「産地だけでなく、品種名まで伝達すべきと考えるため」(42.5%)、「産地だけでなく、年産まで伝達すべきと考えるため」(41.4%)の順であった。

図3-15 産地情報伝達の内容が十分ではないと考える理由（複数回答）



【 統 計 表 】

統計表一覧

ページ

1 農業者モニター

(1) 米穀の取扱状況	
ア 米穀の生産状況	32
イ 生産した米穀の出荷・販売状況	32
(2) 米穀の取引等の記録の作成・保存について	
ア 米穀の取引等の記録の作成・保存の内容（複数回答）	32
イ 米穀の取引等の記録を作成・保存している媒体（複数回答）	32
ウ 米穀の取引等の記録の作成・保存を行うことの重要度	32
エ 米穀の取引等の記録を作成・保存することのメリット（複数回答）	33
オ 米穀の取引等の記録を作成・保存することに対し不満に感じている点（複数回答）	33
(3) 米穀の産地情報の伝達について	
ア 伝達している内容（複数回答）	33
イ 伝達の方法（複数回答）	33
ウ 米穀の産地情報伝達の重要度	33
エ 米穀の産地情報伝達を行うことによるメリット（複数回答）	33
オ 米穀の産地情報伝達を行うことに対し不満に感じている点（複数回答）	34
(4) 生産物の取引等について	
ア 生産物の出荷・販売状況	34
イ 生産物の取引等の記録の作成・保存状況	34
ウ 生産物の取引等の記録を作成・保存している理由（複数回答）	35
エ 生産物の取引等の記録を作成・保存していない理由（複数回答）	35
オ 生産物の産地情報伝達の内容（複数回答）	35
カ 生産物の産地情報伝達の方法（複数回答）	35
キ 生産物の産地情報伝達を行う理由（複数回答）	36
ク 生産物の産地情報伝達を行っていない理由（複数回答）	36

2 流通加工業者モニター

(1) 経営又は所属する会社等の業種	37
(2) 米穀等の取扱状況	
ア 米穀等の取扱状況	37
イ 取り扱っている米穀等（複数回答）	37
ウ 対象米穀等の出荷・販売状況	38
(3) 対象米穀等の取引等の記録の作成・保存について	
ア 対象米穀等の取引等の記録の作成・保存の内容（複数回答）	38
イ 対象米穀等の取引等の記録を作成・保存している媒体（複数回答）	38
ウ 対象米穀等の取引等の記録の作成・保存を行うことの重要度	39
エ 対象米穀等の取引等の記録を作成・保存することのメリット（複数回答）	39
オ 対象米穀等の取引等の記録を作成・保存することに対し 不満に感じている点（複数回答）	39
(4) 対象米穀等の産地情報の伝達について	
ア 伝達している内容（複数回答）	40
イ 取引先事業者への伝達の方法（複数回答）	40
ウ 一般消費者への伝達の方法（複数回答）	40
エ 対象米穀等の産地情報伝達の重要度	41
オ 対象米穀等の産地情報伝達を行うことのメリット（複数回答）	41
カ 対象米穀等の産地情報伝達を行うことに対し不満に感じている点（複数回答）	41

(5) 対象米穀等の内部トレーサビリティについて	
ア 内部トレーサビリティの取組状況	41
イ 内部トレーサビリティに取り組んでいる理由（複数回答）	42
ウ 内部トレーサビリティに取り組んでいない理由（複数回答）	42
(6) 飲食料品の取引等について	
ア 飲食料品の取扱状況	42
イ 飲食料品の取引等の記録の作成・保存の取組状況	43
ウ 飲食料品の取引等の記録の作成・保存に取り組んでいる理由（複数回答）	43
エ 飲食料品の取引等の記録の作成・保存に取り組んでいない理由（複数回答）	43
オ 飲食料品の産地情報伝達の内容（複数回答）	44
カ 飲食料品の取引先事業者への産地情報の伝達方法（複数回答）	44
キ 飲食料品の一般消費者への産地情報の伝達方法（複数回答）	44
ク 飲食料品の産地情報の伝達を行う理由（複数回答）	45
ケ 飲食料品の産地情報の伝達を行っていない理由（複数回答）	45

3 消費者モニター

(1) 食品に関連する仕事への就業経験の有無（平成22年4月以降）	46
(2) 購入する米について	
ア 米の購入先	46
イ 米を購入する際の米の産地についての意識	46
ウ 米を購入する際に最も重視する点	46
エ 購入する米の価格	46
(3) 購入する米製品について	
ア 米製品を購入する際の原料米の産地についての意識	46
イ 米製品を購入する際に最も重視する点	47
(4) 中食や外食で食する米の産地についての意識	47
(5) 米トレーサビリティ制度について	
ア 米トレーサビリティ制度の認知度	47
イ 米トレーサビリティ制度についての意識	47
ウ 米トレーサビリティ制度が重要であるとする理由（複数回答）	47
エ 購入する弁当や惣菜の中の米飯類の産地情報（複数回答）	47
オ 外食店での米飯類の産地情報（複数回答）	48
カ 産地情報の確認（複数回答）	48
キ 産地情報伝達の内容について	48
ク 産地情報伝達の内容が十分ではないとする理由（複数回答）	48

1 農業者モニター

(1) 米穀の取扱状況

ア 米穀の生産状況

区分	回答者数	米穀のみ生産している	米穀と米穀以外の農畜産物を生産している	米穀を生産していない(他の農畜産物を生産している)	無回答
計	人 1,105	% 28.9	% 47.1	% 24.0	% -

イ 生産した米穀の出荷・販売状況

((アで「米穀を生産している」と回答した者のみ回答))

区分	回答者数	米穀の全量又は一部を取引先事業者又は一般消費者へ出荷・販売している	米穀の全量を出荷・販売していない(自家消費又は親類等への無償譲渡のみ)	無回答
計	人 840	% 87.5	% 12.5	% -

(2) 米穀の取引等の記録の作成・保存について

ア 米穀の取引等の記録の作成・保存の内容(複数回答)

((1)イで「出荷・販売している」と回答した者のみ回答)

区分	回答者数	精米年月日、賞味期限、消費期限、製造年月日などの月日	商品コード	金額	配送業者名	その他	法律の要求項目以外は記録・保存していない	無回答
計	人 735	% 30.1	% 9.4	% 38.8	% 17.7	% 14.1	% 37.7	% -

注：法律の要求項目とは、「名称」、「産地」、「数量」、「譲受け・譲渡しの年月日」、「相手方の氏名・名称」、「搬入又は搬出した場所」である(以下同じ)。

イ 米穀の取引等の記録を作成・保存している媒体(複数回答)

((1)イで「出荷・販売している」と回答した者のみ回答)

区分	回答者数	伝票類	納品書	帳簿	仕様書	規格書	市販の表計算ソフト等で作成した電磁的記録	独自に開発したシステムやデータベース	その他	無回答
計	人 735	% 69.9	% 41.4	% 37.0	% 6.8	% 6.5	% 8.2	% 3.7	% 7.5	% 0.5

ウ 米穀の取引等の記録の作成・保存を行うことの重要度

((1)アで「米穀を生産している」と回答した者のみ回答)

区分	回答者数	重要である	どちらかといえば重要である	どちらかといえば重要ではない	重要ではない	分からない	無回答
計	人 840	% 48.2	% 36.2	% 6.7	% 3.7	% 5.0	% 0.2

エ 米穀の取引等の記録を作成・保存することのメリット（複数回答）
 ((1)アで「米穀を生産している」と回答した者のみ回答)

区分	回答者数	経理上の整理に役立つ	在庫管理に役立つ	米穀の出荷経路の事後的な把握に役立つ	税法上の対応に役立つ	食品衛生に関する法令への対応に役立つ	食品表示に関する法令への対応に役立つ	米穀の生産・出荷の実績の事後的な確認に役立つ	事故が起きた際の原因究明に役立つ	問題がある商品の回収・撤去に役立つ
計	人 840	% 64.4	% 34.4	% 36.9	% 34.6	% 18.7	% 21.9	% 59.8	% 36.2	% 23.6

区分	その他	特にない	無回答
計	% 1.1	% 6.7	% 0.4

オ 米穀の取引等の記録を作成・保存することに対し不満に感じている点（複数回答）
 ((1)イで「出荷・販売している」と回答した者のみ回答)

区分	回答者数	不満な点はない	手間がかかる	伝票類の量が多く、記録を保存する場所が確保できない	必要性が認められない	その他	無回答
計	人 735	% 48.3	% 42.7	% 6.9	% 11.6	% 2.3	% 0.7

(3) 米穀の産地情報の伝達について

ア 伝達している内容（複数回答）

((1)イで「出荷・販売している」と回答した者のみ回答)

区分	回答者数	「国産」	都道府県名	市町村名	都道府県名及び市町村名以外の一般に知られた地域名	無回答
計	人 735	% 22.9	% 61.0	% 76.6	% 12.0	% 0.5

イ 伝達の方法（複数回答）

((1)イで「出荷・販売している」と回答した者のみ回答)

区分	回答者数	伝票類	納品書	仕様書	規格書	送り状	容器又は包装に記載	その他	無回答
計	人 735	% 36.9	% 28.3	% 7.9	% 8.3	% 11.7	% 57.6	% 9.0	% 0.8

ウ 米穀の産地情報伝達の重要度

((1)アで「米穀を生産している」と回答した者のみ回答)

区分	回答者数	重要である	どちらかといえば重要である	どちらかといえば重要ではない	重要ではない	分からない	無回答
計	人 840	% 56.9	% 33.5	% 3.6	% 2.3	% 3.6	% 0.2

エ 米穀の産地情報伝達を行うことによるメリット（複数回答）

((1)アで「米穀を生産している」と回答した者のみ回答)

区分	回答者数	食品表示に関する法令への対応に役立つ	消費者や取引先からの信頼の向上に役立つ	商品の差別化に役立つ	その他	特にない	無回答
計	人 840	% 41.7	% 82.7	% 45.1	% 1.8	% 8.0	% 0.2

1 農業者モニター（続き）

(3) 米穀の産地情報の伝達について（続き）

オ 米穀の産地情報伝達を行うことに対し不満に感じている点（複数回答）
 (1)イで「出荷・販売している」と回答した者のみ回答）

区分	回答者数	不満な点はない	手間がかかる	コストがかかる	必要性が認められない	その他	無回答
	人	%	%	%	%	%	%
計	735	56.9	34.6	8.7	8.4	1.8	0.4

(4) 生産物の取引等について

ア 生産物の出荷・販売状況

(1)アで「米穀以外の農畜産物を生産している」と回答した者のみ回答）

区分	回答者数	生産物の全量又は一部を取引先事業者又は一般消費者へ出荷・販売している	生産物の全量を出荷・販売していない（自家消費又は親類等への無償譲渡のみ）	無回答
	人	%	%	%
計	786	91.2	8.5	0.3

注：「生産物」とは、米穀以外の農畜産物のことをいう（以下同じ）。

イ 生産物の取引等の記録の作成・保存状況

(アで「生産物の全量又は一部を取引先事業者又は一般消費者へ出荷・販売している」と回答した者のみ回答)

区分	回答者数	作成・保存している	一部の生産物で作成・保存している	作成・保存していない	無回答
	人	%	%	%	%
計	717	71.8	20.4	7.8	-

ウ 生産物の取引等の記録を作成・保存している理由（複数回答）

（イで「作成・保存している」又は「一部の生産物で作成・保存している」と回答した者のみ回答）

区分	回答者数	経理上の必要性のため	在庫管理のため	生産物の出荷経路を事後的に把握するため	税法上の必要性のため	食品衛生に関する法令への対応のため	食品表示に関する法令への対応のため	生産物の生産・出荷の実績を事後的に確認するため	その他
計	人 661	% 79.4	% 18.0	% 36.5	% 53.7	% 20.9	% 20.4	% 71.1	% 2.3

区分	特に理由はない	無回答
計	% 0.3	% 0.2

エ 生産物の取引等の記録を作成・保存していない理由（複数回答）

（イで「一部の生産物で作成・保存している」又は「作成・保存していない」と回答した者のみ回答）

区分	回答者数	手間がかかるため	伝票類のやりとりがなく、生産物を取引しているため	伝票類の量が多く、記録を保存する場所が確保できないため	必要性が認められないため	その他	無回答
計	人 202	% 29.7	% 46.5	% 7.4	% 32.2	% 10.9	% 1.5

オ 生産物の産地情報伝達の内容（複数回答）

（アで「生産物の全量又は一部を取引先事業者又は一般消費者へ出荷・販売している」と回答した者のみ回答）

区分	回答者数	「国産」	都道府県名	市町村名	都道府県名及び市町村名以外の一般に知られた地域名	産地情報の伝達を行っていない	無回答
計	人 717	% 17.6	% 55.4	% 71.8	% 15.9	% 7.4	% 1.1

カ 生産物の産地情報伝達の方法（複数回答）

（オで「産地情報の伝達を行っていない」以外を回答した者のみ回答）

区分	回答者数	伝票類	納品書	仕様書	規格書	送り状	容器又は包装に記載	その他	無回答
計	人 656	% 44.7	% 30.2	% 7.9	% 9.8	% 22.3	% 57.6	% 8.1	% -

1 農業者モニター（続き）

(4) 生産物の取引等について（続き）

キ 生産物の産地情報伝達を行う理由（複数回答）

（オで「産地情報の伝達を行っていない」以外を回答した者のみ回答）

区 分	回答者数	農業者としての社会的責任	取引先から求められたため	食品表示に関する法令への対応のため	その他	特に理由はない	無回答
計	人 656	% 67.8	% 44.1	% 45.0	% 6.6	% 4.1	% 1.2

ク 生産物の産地情報伝達を行っていない理由（複数回答）

（オで「産地情報の伝達を行っていない」と回答した者のみ回答）

区 分	回答者数	産地情報の伝達方法が分からないため	手間がかかるため	コストがかかるため	必要性が認められないため	その他	無回答
計	人 53	% 9.4	% 3.8	% -	% 60.4	% 34.0	% -

2 流通加工業者モニター

(1) 経営又は所属する会社等の業種

区 分	回答者数	食品製造業	食品卸売業	食品小売業	外食産業	無回答
	人	%	%	%	%	%
計	529	29.1	22.7	25.9	22.3	-

(2) 米穀等の取扱状況

ア 米穀等の取扱状況

区 分	回答者数	取り扱っている	取り扱っていない	無回答
	人	%	%	%
計	529	60.1	39.9	-
業 種 別				
食品製造業	154	49.4	50.6	-
食品卸売業	120	30.8	69.2	-
食品小売業	137	71.5	28.5	-
外食産業	118	90.7	9.3	-

注：「米穀等」とは、米穀（もみ、玄米、精米、砕米）や米穀を原材料とする飲食料品のことをいう（以下同じ。）。

イ 取り扱っている米穀等（複数回答）

（アで「取り扱っている」と回答した者のみ回答）

区 分	回答者数	米トレーサビリティ法の対象米穀等								
		米穀	米穀粉又はミール	米菓生地	もち	だんご	米飯類	米菓	米こうじ	清酒
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%
計	318	60.4	21.4	11.3	35.2	23.3	51.6	29.2	23.3	38.4
業 種 別										
食品製造業	76	40.8	21.1	5.3	14.5	13.2	23.7	17.1	15.8	15.8
食品卸売業	37	64.9	21.6	13.5	45.9	18.9	32.4	35.1	29.7	21.6
食品小売業	98	80.6	39.8	22.4	66.3	50.0	67.3	67.3	43.9	51.0
外食産業	107	54.2	4.7	4.7	17.8	7.5	63.6	0.9	7.5	48.6

区 分	(続き)			無回答	(参考) 「その他の米穀を原材料とする飲食料品」のみ取り扱っている
	単式蒸留しょうちゆう	みりん	その他の米穀を原材料とする飲食料品		
	%	%	%	%	%
計	23.6	38.1	16.7	0.3	3.1
業 種 別					
食品製造業	7.9	9.2	17.1	-	9.2
食品卸売業	18.9	27.0	13.5	-	2.7
食品小売業	37.8	51.0	24.5	1.0	-
外食産業	23.4	50.5	10.3	-	1.9

2 流通加工業者モニター（続き）

(2) 米穀等の取扱状況（続き）

ウ 対象米穀等の出荷・販売状況

（イで「その他の米穀を原材料とする飲食料品」以外を回答した者のみ回答）

区 分	回答者数	米穀等を取り扱う事業者のみ出荷・販売している	一般消費者にのみ販売している	米穀等を取り扱う事業者及び一般消費者の両方に出荷・販売している	無回答
	人	%	%	%	%
計	307	5.9	62.9	31.3	-
業 種 別					
食品製造業	69	8.7	30.4	60.9	-
食品卸売業	36	33.3	13.9	52.8	-
食品小売業	97	-	68.0	32.0	-
外食産業	105	-	96.2	3.8	-

(3) 対象米穀等の取引等の記録の作成・保存について

ア 対象米穀等の取引等の記録の作成・保存の内容（複数回答）

（(2)イで「その他の米穀を原材料とする飲食料品」以外を回答した者のみ回答）

区 分	回答者数	精米年月日、賞味期限、消費期限、製造年月日などの月日	商品コード	金額	配送業者名	その他	法律の要求項目以外は記録・保存していない	無回答
	人	%	%	%	%	%	%	%
計	307	46.6	32.9	58.6	33.6	5.5	20.2	-
業 種 別								
食品製造業	69	53.6	43.5	56.5	34.8	8.7	18.8	-
食品卸売業	36	52.8	36.1	58.3	38.9	5.6	19.4	-
食品小売業	97	58.8	50.5	67.0	29.9	4.1	12.4	-
外食産業	105	28.6	8.6	52.4	34.3	4.8	28.6	-

イ 対象米穀等の取引等の記録を作成・保存している媒体（複数回答）

（(2)イで「その他の米穀を原材料とする飲食料品」以外を回答した者のみ回答）

区 分	回答者数	伝票類	納品書	帳簿	仕様書	規格書	市販の表計算ソフト等で作成した電磁的記録	独自に開発したシステムやデータベース	その他	無回答
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%
計	307	70.4	59.9	37.8	7.2	7.8	9.8	14.0	3.6	0.3
業 種 別										
食品製造業	69	71.0	68.1	46.4	13.0	21.7	11.6	13.0	4.3	-
食品卸売業	36	75.0	61.1	33.3	5.6	2.8	11.1	30.6	-	-
食品小売業	97	73.2	59.8	33.0	7.2	7.2	12.4	20.6	4.1	-
外食産業	105	65.7	54.3	38.1	3.8	1.0	5.7	2.9	3.8	1.0

ウ 対象米穀等の取引等の記録の作成・保存を行うことの重要度
 ((2)イで「その他の米穀を原材料とする飲食料品」以外を回答した者のみ回答)

区分	回答者数	重要である	どちらかといえば重要である	どちらかといえば重要ではない	重要ではない	分からない	無回答
	人	%	%	%	%	%	%
計	307	47.2	28.7	8.1	6.5	9.4	-
業種別							
食品製造業	69	56.5	26.1	7.2	4.3	5.8	-
食品卸売業	36	50.0	36.1	5.6	2.8	5.6	-
食品小売業	97	51.5	23.7	6.2	9.3	9.3	-
外食産業	105	36.2	32.4	11.4	6.7	13.3	-

エ 対象米穀等の取引等の記録を作成・保存することのメリット（複数回答）
 ((2)イで「その他の米穀を原材料とする飲食料品」以外を回答した者のみ回答)

区分	回答者数	経理上の整理に役立つ	在庫管理に役立つ	商品の出荷経路の事後的な把握に役立つ	税法上の対応に役立つ	食品衛生に関する法令への対応に役立つ	食品表示に関する法令への対応に役立つ	商品の生産・出荷の実績の事後的な確認に役立つ	事故が起きた際の原因究明に役立つ	問題がある商品の回収・撤去に役立つ
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%
計	307	38.1	38.1	38.4	13.0	30.0	41.0	32.2	54.1	35.2
業種別										
食品製造業	69	33.3	39.1	49.3	17.4	33.3	52.2	43.5	49.3	37.7
食品卸売業	36	41.7	52.8	55.6	8.3	16.7	41.7	55.6	58.3	41.7
食品小売業	97	37.1	37.1	41.2	11.3	26.8	41.2	32.0	55.7	42.3
外食産業	105	41.0	33.3	22.9	13.3	35.2	33.3	17.1	54.3	24.8

区分	その他	特にない	無回答
	%	%	%
計	0.7	8.1	0.3
業種別			
食品製造業	1.4	5.8	1.4
食品卸売業	-	-	-
食品小売業	-	9.3	-
外食産業	1.0	11.4	-

オ 対象米穀等の取引等の記録を作成・保存することに対し不満に感じている点（複数回答）
 ((2)イで「その他の米穀を原材料とする飲食料品」以外を回答した者のみ回答)

区分	回答者数	不満な点はない	手間がかかる	伝票類の量が多く、記録を保存する場所が確保できない	必要性が認められない	その他	無回答
	人	%	%	%	%	%	%
計	307	48.2	39.4	9.1	12.4	3.3	0.7
業種別							
食品製造業	69	40.6	52.2	5.8	8.7	5.8	1.4
食品卸売業	36	55.6	38.9	11.1	5.6	-	-
食品小売業	97	45.4	40.2	10.3	13.4	3.1	1.0
外食産業	105	53.3	30.5	9.5	16.2	2.9	-

2 流通加工業者モニター（続き）

(4) 対象米穀等の産地情報の伝達について

ア 伝達している内容（複数回答）

((2)イで「その他の米穀を原材料とする飲食料品」以外を回答した者のみ回答)

区 分	回答者数	「国産」又は 国名（外国産のもの）	都道府県名 （国産のもの）	市町村名 （国産のもの）	都道府県名 及び市町村名 以外の一般に知られた 地域名	無回答
	人	%	%	%	%	%
計	307	52.4	59.9	34.5	10.4	1.0
業 種 別						
食品製造業	69	58.0	46.4	18.8	10.1	2.9
食品卸売業	36	58.3	80.6	25.0	8.3	-
食品小売業	97	59.8	74.2	45.4	12.4	-
外食産業	105	40.0	48.6	38.1	9.5	1.0

イ 取引先事業者への伝達の方法（複数回答）

((2)ウで「米穀等を取り扱う事業者にのみ出荷・販売している」又は「米穀等を取り扱う事業者及び一般消費者の両方に出荷・販売している」と回答した者のみ回答)

区 分	回答者数	伝票類	納品書	仕様書	規格書	送り状	容器又は包装に 記載	その他	無回答
	人	%	%	%	%	%	%	%	%
計	114	36.8	44.7	14.9	18.4	9.6	50.9	2.6	2.6
業 種 別									
食品製造業	48	22.9	29.2	27.1	35.4	4.2	52.1	4.2	4.2
食品卸売業	31	41.9	61.3	6.5	9.7	19.4	58.1	-	3.2
食品小売業	31	54.8	54.8	3.2	3.2	9.7	41.9	-	-
外食産業	4	25.0	25.0	25.0	-	-	50.0	25.0	-

ウ 一般消費者への伝達の方法（複数回答）

((2)ウで「一般消費者にのみ販売している」又は「米穀等を取り扱う事業者及び一般消費者の両方に出荷・販売している」と回答した者のみ回答)

区 分	回答者数	容器又は包装に 記載	店内のPOP（ポ ップ）に記載	メニューに 記載	チラシやカ タログなど に記載	商品等に産 地情報が記 載されたW e b ペー ジのアドレ スを掲載	商品等に産 地情報の照 会先の電話 番号を掲示 し、消費者 の問い合わせ に対応	店内に「産 地情報につ いては店員 に問い合わ せ可能」等 の旨を掲示 し、消費者 の求めに応 じて従業員 が産地情報 を伝達	その他	無回答
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%
計	289	59.9	49.5	12.8	17.3	3.1	5.5	10.7	3.1	1.7
業 種 別										
食品製造業	63	87.3	23.8	3.2	23.8	6.3	6.3	7.9	-	-
食品卸売業	24	95.8	25.0	-	16.7	8.3	4.2	16.7	-	-
食品小売業	97	85.6	61.9	7.2	29.9	2.1	9.3	7.2	2.1	2.1
外食産業	105	11.4	59.0	26.7	1.9	1.0	1.9	14.3	6.7	2.9

エ 対象米穀等の産地情報伝達の重要度

((2)イで「その他の米穀を原材料とする飲食料品」以外を回答した者のみ回答)

区 分	回答者数	重要である	どちらかといえは重要である	どちらかといえは重要ではない	重要ではない	分からない	無回答
計	307	49.5	36.2	5.2	3.6	3.9	1.6
業 種 別							
食品製造業	69	49.3	37.7	2.9	4.3	4.3	1.4
食品卸売業	36	47.2	36.1	8.3	2.8	2.8	2.8
食品小売業	97	60.8	28.9	3.1	3.1	3.1	1.0
外食産業	105	40.0	41.9	7.6	3.8	4.8	1.9

オ 対象米穀等の産地情報伝達を行うことのメリット (複数回答)

((2)イで「その他の米穀を原材料とする飲食料品」以外を回答した者のみ回答)

区 分	回答者数	食品表示に関する法令への対応に役立つ	消費者や取引先からの信頼の向上に役立つ	商品の差別化に役立つ	その他	特にない	無回答
計	307	36.5	83.1	49.2	2.0	5.5	0.7
業 種 別							
食品製造業	69	49.3	79.7	59.4	2.9	1.4	1.4
食品卸売業	36	38.9	94.4	50.0	-	2.8	-
食品小売業	97	41.2	83.5	47.4	1.0	5.2	-
外食産業	105	22.9	81.0	43.8	2.9	9.5	1.0

カ 対象米穀等の産地情報伝達を行うことに対し不満に感じている点 (複数回答)

((2)イで「その他の米穀を原材料とする飲食料品」以外を回答した者のみ回答)

区 分	回答者数	不満な点はない	手間がかかる	コストがかかる	必要性が認められない	その他	無回答
計	307	59.9	29.6	7.5	9.8	2.0	1.0
業 種 別							
食品製造業	69	53.6	37.7	11.6	2.9	4.3	1.4
食品卸売業	36	61.1	30.6	16.7	13.9	-	-
食品小売業	97	57.7	32.0	7.2	10.3	2.1	1.0
外食産業	105	65.7	21.9	1.9	12.4	1.0	1.0

(5) 対象米穀等の内部トレーサビリティについて

ア 内部トレーサビリティの取組状況

((2)イで「その他の米穀を原材料とする飲食料品」以外を回答した者のみ回答)

区 分	回答者数	取り組んでいる	一部の商品で取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
計	307	28.7	19.5	51.1	0.7
業 種 別					
食品製造業	69	50.7	20.3	26.1	2.9
食品卸売業	36	41.7	25.0	33.3	-
食品小売業	97	24.7	21.6	53.6	-
外食産業	105	13.3	15.2	71.4	-

2 流通加工業者モニター（続き）

(5) 対象米穀等の内部トレーサビリティについて（続き）

イ 内部トレーサビリティに取り組んでいる理由（複数回答）

（アで「取り組んでいる」又は「一部の商品で取り組んでいる」と回答した者のみ回答）

区 分	回答者数	食品関連事業者としての社会的責任を果たすため	取引先に要求されたため	食品の回収、クレーム等の問題に対応するため	I S O など民間規格の認証を取得するため	人的ミス防止等のために導入したシステムが活用可能であったため	その他	無回答
	人	%	%	%	%	%	%	%
計	148	73.6	23.0	62.2	2.7	8.1	4.1	-
業 種 別								
食品製造業	49	75.5	40.8	63.3	4.1	6.1	8.2	-
食品卸売業	24	62.5	37.5	70.8	4.2	8.3	4.2	-
食品小売業	45	75.6	8.9	62.2	2.2	11.1	2.2	-
外食産業	30	76.7	3.3	53.3	-	6.7	-	-

ウ 内部トレーサビリティに取り組んでいない理由（複数回答）

（アで「一部の商品で取り組んでいる」又は「取り組んでいない」と回答した者のみ回答）

区 分	回答者数	作業量が増加するため	新たな投資が必要になるため	記録の保存場所を確保できないため	食の安全性が高まらないため	取引先からの要望がないため	必要性が認められないため	具体的に何をすればよいか分からないため	その他	無回答
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%
計	217	31.3	11.1	7.8	2.3	19.4	38.7	24.0	9.2	5.1
業 種 別										
食品製造業	32	40.6	12.5	3.1	6.3	25.0	31.3	12.5	6.3	6.3
食品卸売業	21	47.6	14.3	14.3	4.8	42.9	19.0	9.5	4.8	-
食品小売業	73	30.1	15.1	6.8	1.4	17.8	39.7	24.7	9.6	9.6
外食産業	91	25.3	6.6	8.8	1.1	13.2	45.1	30.8	11.0	2.2

(6) 飲食料品の取引等について

ア 飲食料品の取扱状況

（(2)アで「取り扱っていない」又は(2)イで「その他の米穀を原材料とする飲食料品」のみを回答した者が回答）

区 分	回答者数	取引先事業者にのみ出荷・販売している	一般消費者にのみ販売している	取引先事業者及び一般消費者の両方に出荷・販売している	無回答
	人	%	%	%	%
計	221	32.6	13.6	49.8	4.1
業 種 別					
食品製造業	85	22.4	5.9	69.4	2.4
食品卸売業	84	63.1	1.2	31.0	4.8
食品小売業	39	-	28.2	64.1	7.7
外食産業	13	-	100.0	-	-

イ 飲食料品の取引等の記録の作成・保存の取組状況

((2)アで「取り扱っていない」又は(2)イで「その他の米穀を原材料とする飲食料品」のみを回答した者が回答)

区 分	回答者数	取り組んでいる		取り組んでいない		無回答
		人	%	%	%	
計	221	71.9	10.9	13.1	4.1	
業 種 別						
食品製造業	85	74.1	14.1	8.2	3.5	
食品卸売業	84	88.1	3.6	4.8	3.6	
食品小売業	39	41.0	23.1	28.2	7.7	
外食産業	13	46.2	-	53.8	-	

ウ 飲食料品の取引等の記録の作成・保存に取り組んでいる理由（複数回答）

(イで「取り組んでいる」又は「一部の飲食料品で取り組んでいる」と回答した者のみ回答)

区 分	回答者数	経理上の必要性のため		在庫管理のため		飲食料品の出荷経路を事後的に把握するため		税法上の必要性のため		食品衛生に関する法令への対応のため		食品表示に関する法令への対応のため		飲食料品の生産・出荷の実績を事後的に確認するため		その他	
		人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%			
計	183	80.3	59.6	54.6	38.3	43.2	43.2	50.3	6.6								
業 種 別																	
食品製造業	75	81.3	62.7	61.3	33.3	49.3	37.3	60.0	4.0								
食品卸売業	77	79.2	63.6	61.0	41.6	42.9	50.6	48.1	11.7								
食品小売業	25	80.0	36.0	24.0	40.0	24.0	36.0	32.0	-								
外食産業	6	83.3	66.7	16.7	50.0	50.0	50.0	33.3	-								

区 分	特に理由はない		無回答
	人	%	
計	-	-	-
業 種 別			
食品製造業	-	-	-
食品卸売業	-	-	-
食品小売業	-	-	-
外食産業	-	-	-

エ 飲食料品の取引等の記録の作成・保存に取り組んでいない理由（複数回答）

(イで「一部の飲食料品で取り組んでいる」又は「取り組んでいない」と回答した者のみ回答)

区 分	回答者数	手間がかかるため		伝票類のやりとりがなく、商品を取引しているため		伝票類の量が多く、記録を保存する場所が確保できないため		必要性が認められないため		その他		無回答
		人	%	%	%	%	%	%				
計	53	26.4	26.4	9.4	47.2	11.3	5.7					
業 種 別												
食品製造業	19	31.6	26.3	5.3	36.8	5.3	5.3					
食品卸売業	7	42.9	14.3	14.3	57.1	14.3	14.3					
食品小売業	20	15.0	30.0	10.0	45.0	20.0	5.0					
外食産業	7	28.6	28.6	14.3	71.4	-	-					

2 流通加工業者モニター（続き）

(6) 飲食料品の取引等について（続き）

オ 飲食料品の産地情報伝達の内容（複数回答）

（2）アで「取り扱っていない」又は（2）イで「その他の米穀を原材料とする飲食料品」のみを回答した者が回答）

区 分	回答者数	「国産」又は国名（外国産のもの）	都道府県名（国産のもの）	市町村名（国産のもの）	都道府県名及び市町村名以外に知られた地域名	産地情報の伝達を行っていない	無回答
計	221	58.4	67.0	26.7	14.5	6.3	5.9
業 種 別							
食品製造業	85	60.0	57.6	22.4	17.6	5.9	2.4
食品卸売業	84	64.3	83.3	28.6	13.1	2.4	8.3
食品小売業	39	51.3	64.1	28.2	12.8	7.7	7.7
外食産業	13	30.8	30.8	38.5	7.7	30.8	7.7

カ 飲食料品の取引先事業者への産地情報の伝達方法（複数回答）

（アで「取引先事業者にのみ出荷・販売している」又は「取引先事業者及び一般消費者の両方に出荷・販売している」と回答した者のうち、オで「産地情報の伝達を行っていない」以外を回答した者のみ回答）

区 分	回答者数	伝票類	納品書	仕様書	規格書	送り状	容器又は包装に記載	その他	無回答
計	171	42.7	44.4	25.1	28.7	22.2	52.0	3.5	2.9
業 種 別									
食品製造業	74	25.7	27.0	37.8	50.0	14.9	64.9	-	1.4
食品卸売業	74	64.9	59.5	16.2	14.9	35.1	45.9	5.4	4.1
食品小売業	23	26.1	52.2	13.0	4.3	4.3	30.4	8.7	4.3
外食産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-

キ 飲食料品の一般消費者への産地情報の伝達方法（複数回答）

（アで「一般消費者にのみ販売している」又は「取引先事業者及び一般消費者の両方に出荷・販売している」と回答した者のうち、オで「産地情報の伝達を行っていない」以外を回答した者のみ回答）

区 分	回答者数	容器又は包装に記載	店内のPOP（ポップ）に記載	メニューに記載	チラシやカタログなどに記載	飲食料品等に産地情報が記載されたWebページのアドレスを掲載	飲食料品等に産地情報の照会先の電話番号を掲示し、消費者の問い合わせに対応	店内に「産地情報については店員に問い合わせ可能」等の旨を掲示し、消費者の求めに応じて従業員が産地情報を伝達	その他	無回答
計	128	72.7	43.0	6.3	32.0	5.5	7.8	8.6	5.5	2.3
業 種 別										
食品製造業	62	88.7	41.9	3.2	41.9	8.1	11.3	11.3	3.2	1.6
食品卸売業	25	88.0	12.0	8.0	24.0	8.0	4.0	4.0	8.0	4.0
食品小売業	33	48.5	66.7	-	27.3	-	6.1	6.1	6.1	3.0
外食産業	8	-	50.0	50.0	-	-	-	12.5	12.5	-

ク 飲食料品の産地情報の伝達を行う理由（複数回答）
 （オで「産地情報の伝達を行っていない」以外を回答した者のみ回答）

区 分	回答者数	食品事業者としての社会的責任	取引先から求められたため	食品表示に関する法令への対応のため	その他	特に理由はない	無回答
	人	%	%	%	%	%	%
計	194	65.5	47.4	68.0	8.2	1.0	3.6
業 種 別							
食品製造業	78	65.4	46.2	61.5	7.7	2.6	5.1
食品卸売業	75	70.7	65.3	77.3	4.0	-	2.7
食品小売業	33	51.5	18.2	75.8	15.2	-	3.0
外食産業	8	75.0	12.5	12.5	25.0	-	-

ケ 飲食料品の産地情報の伝達を行っていない理由（複数回答）
 （オで「産地情報の伝達を行っていない」と回答した者のみ回答）

区 分	回答者数	産地情報の伝達方法が分からないため	手間がかかるため	コストがかかるため	飲食料品の産地が分からないため	必要性が認められないため	その他	無回答
	人	%	%	%	%	%	%	%
計	14	7.1	21.4	-	14.3	57.1	14.3	7.1
業 種 別								
食品製造業	5	-	20.0	-	20.0	60.0	-	20.0
食品卸売業	2	50.0	-	-	50.0	-	-	-
食品小売業	3	-	-	-	-	66.7	33.3	-
外食産業	4	-	50.0	-	-	75.0	25.0	-

3 消費者モニター

(1) 食品に関連する仕事への就業経験の有無（平成22年4月以降）

区分	回答者数	はい	いいえ	無回答
計	人 898	% 14.7	% 85.3	% -

(2) 購入する米について

ア 米の購入先

区分	回答者数	米穀専門店	スーパーマーケット	デパート	コンビニエンスストア	その他の店舗	インターネット通販	その他の宅配サービス	生産者から直接購入又は無償譲受け	生産者以外の知人又は家族から直接購入又は無償譲受け
計	人 898	% 4.8	% 39.8	% 0.2	% 0.3	% 2.3	% 2.1	% 4.2	% 28.8	% 9.5

区分	自分で生産する	自分で生産もせず、購入もしない	その他	無回答
計	% 5.1	% 0.3	% 2.4	% -

イ 米を購入する際の米の産地についての意識

（アで「自分で生産もせず、購入もしない」以外を回答した者のみ回答）

区分	回答者数	気にする	商品によっては気にする	ほとんど気にしない	米を購入しない	無回答
計	人 895	% 60.6	% 16.5	% 13.1	% 5.1	% 4.7

ウ 米を購入する際に最も重視する点

（イで「気にする」、「商品によっては気にする」、「ほとんど気にしない」と回答した者のみ回答）

区分	回答者数	産地	生産者	品種	年産	精米年月日	価格	販売者	その他	無回答
計	人 807	% 36.6	% 10.9	% 21.6	% 6.6	% 7.3	% 13.0	% 0.5	% 2.6	% 1.0

エ 購入する米の価格

（ウで「価格」と回答した者のみ回答）

区分	回答者数	1,000円未満	1,000円以上 1,500円未満	1,500円以上 2,000円未満	2,000円以上 2,500円未満	2,500円以上 3,000円未満	3,000円以上 3,500円未満	3,500円以上 4,000円未満	4,000円以上	無回答
計	人 105	% 4.8	% 46.7	% 34.3	% 10.5	% 1.9	% 1.0	% -	% 1.0	% -

(3) 購入する米製品について

ア 米製品を購入する際の原料米の産地についての意識

区分	回答者数	気にする	商品によっては気にする	ほとんど気にしない	米製品を購入しない	無回答
計	人 898	% 30.6	% 36.3	% 31.6	% 0.8	% 0.7

イ 米製品を購入する際に最も重視する点
 (アで「気にする」、「商品によっては気にする」、「ほとんど気にしない」と回答した者のみ回答)

区 分	回答者数	メーカー	原料米の 産地	価格	販売者	その他	無回答
計	人 885	% 28.1	% 38.9	% 23.7	% 6.0	% 3.1	% 0.2

(4) 中食や外食で食する米の産地についての意識

区 分	回答者数	気にする	商品によっ ては気に する	ほとんど気 にしない	中食・外食 で米を食べ ない	無回答
計	人 898	% 22.4	% 34.0	% 42.2	% 1.2	% 0.2

(5) 米トレーサビリティ制度について

ア 米トレーサビリティ制度の認知度

区 分	回答者数	知っていた	聞いたこと はあるが、 内容は知ら なかった	知らな かった	無回答
計	人 898	% 32.4	% 30.8	% 36.3	% 0.4

イ 米トレーサビリティ制度についての意識

区 分	回答者数	重要である	重要だとは 思わない	分からない	無回答
計	人 898	% 80.3	% 3.0	% 16.7	% -

ウ 米トレーサビリティ制度が重要であるとする理由 (複数回答)

(イで「重要である」と回答した者のみ回答)

区 分	回答者数	米穀及び米 製品の原材 料米穀の産 地がわかる から	問題がある 商品につい てすぐに回 収ができる と考える から	食品メー カーとして 当然の取組 だと考える から	その他	無回答
計	人 721	% 73.1	% 60.5	% 45.6	% 4.2	% 0.7

エ 購入する弁当や惣菜の中の米飯類の産地情報 (複数回答)

区 分	回答者数	商品の容器 に書いてあ るのを見た ことがある	店内のPO P (ポッ プ) に書い てあるもの を見たこと がある	その他の方 法で示され たものを見 たことが ある	確認したが 書いていな かった	確認したこ とがない	米の入った 弁当や惣菜 を購入し ない	無回答
計	人 898	% 60.2	% 44.2	% 4.9	% 12.1	% 19.6	% 3.5	% 0.8

3 消費者モニター（続き）

(5) 米トレーサビリティ制度について（続き）

オ 外食店での米飯類の産地情報（複数回答）

区分	回答者数	メニューに書いてあるのを見たことがある	店内のPOP（ポップ）に書いてあるものを見たことがある	その他の方法で示されたものを見たことがある	確認したが書いていなかった	確認したことがない	外食で米を食べない	無回答
計	人 898	% 50.8	% 45.4	% 4.0	% 9.6	% 27.3	% 1.1	% 0.7

カ 産地情報の確認（複数回答）

区分	回答者数	ホームページを閲覧し確認した	問合せ窓口にお問い合わせ確認した	ホームページを閲覧又は問合せ窓口にお問い合わせしたが確認できなかった	（米等の購入や外食をするが）確認したことがない	全て商品容器や店頭に表示されていたので確認する必要がなかった	米等を購入しないし、中食・外食で米を食べない	無回答
計	人 898	% 7.0	% 3.5	% 3.0	% 72.5	% 17.8	% 1.2	% 0.9

キ 産地情報伝達の内容について

区分	回答者数	十分である	十分ではない	分からない	無回答
計	人 898	% 22.0	% 50.9	% 27.1	% -

ク 産地情報伝達の内容が十分ではないと考える理由（複数回答）

（キで「十分ではない」と回答した者のみ回答）

区分	回答者数	産地については、都道府県名、地域名まで伝達すべきと考えるため	産地だけでなく、品種名まで伝達すべきと考えるため	産地だけでなく、年産まで伝達すべきと考えるため	産地だけでなく、農薬や化学肥料等の農業資材の使用履歴まで伝達すべきと考えるため	その他	無回答
計	人 457	% 59.3	% 42.5	% 41.4	% 40.3	% 8.1	% 0.2

【調査事項】

<農業者モニター用>

【基本項目】

問1 全員の方にお聞きします。

あなたは、米穀（もみ、玄米、精米、碎米）を生産していますか。
該当する選択肢を1つ選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 米穀のみ生産している
- 2 米穀と米穀以外の農畜産物を生産している
- 3 米穀を生産していない（他の農畜産物を生産している）

問1で「3」を選択した方は、5ページの間13へ進んでください。

問2 問1で「1」又は「2」を選択した方にお聞きします。

生産した米穀について、出荷又は販売していますか。
該当する選択肢を1つ選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 米穀の全量又は一部を取引先事業者又は一般消費者へ出荷・販売している
- 2 米穀の全量を出荷・販売していない（自家消費又は親類等への無償譲渡のみ）

【米穀の取引等の記録の作成・保存について】

問3 問2で「1」を選択した方にお聞きします。

米トレーサビリティ法に基づき、米穀の取引等の記録（法律の要求項目：名称、産地、数量、譲受け・譲渡しの年月日、相手方の氏名・名称、搬入又は搬出した場所）の作成・保存を行うことが義務付けられています。

米穀について、法律の要求項目以外でどのような内容の取引等の記録・保存を行っていますか。

該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 精米年月日、賞味期限、消費期限、製造年月日などの月日
- 2 商品コード
- 3 金額

- 4 配送業者名
- 5 その他〔具体的に回答用紙に記入してください。〕
- 6 法律の要求項目以外は記録・保存していない

問4 問2で「1」を選択した方にお聞きします。

米穀の取引等の記録をどのような媒体で作成・保存していますか。
該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 伝票類
- 2 納品書
- 3 帳簿
- 4 仕様書
- 5 規格書
- 6 市販の表計算ソフト等で作成した電磁的記録
- 7 独自に開発したシステムやデータベース
- 8 その他〔具体的に回答用紙に記入してください。〕

問5 問1で「1」又は「2」を選択した方にお聞きします。

米穀の取引等の記録の作成・保存を行うことは重要であると思いませんか。
該当する選択肢を1つ選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 重要である
- 2 どちらかといえば重要である
- 3 どちらかといえば重要ではない
- 4 重要ではない
- 5 分からない

問6 問1で「1」又は「2」を選択した方にお聞きします。

米穀の取引等の記録を作成・保存することにより、どのようなメリットがあると考えますか。

該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 経理上の整理に役立つ
- 2 在庫管理に役立つ
- 3 米穀の出荷経路の事後的な把握に役立つ
- 4 税法上の対応に役立つ
- 5 食品衛生に関する法令への対応に役立つ

- 6 食品表示に関する法令への対応に役立つ
- 7 米穀の生産・出荷の実績の事後的な確認に役立つ
- 8 事故が起きた際の原因究明に役立つ
- 9 問題がある商品の回収・撤去に役立つ
- 10 その他〔具体的に回答用紙に記入してください。〕
- 11 特にない

問7 問2で「1」を選択した方にお聞きします。

米穀の取引等の記録を作成・保存することが法律で義務付けられていることについて、不満に感じている点はありますか。

該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 不満な点はない
- 2 手間がかかる
- 3 伝票類の量が多く、記録を保存する場所が確保できない
- 4 必要性が認められない
- 5 その他〔具体的に回答用紙に記入してください。〕

【米穀の産地情報の伝達について】

問8 問2で「1」を選択した方にお聞きします。

米穀の事業者への譲渡し又は一般消費者への販売・提供をするときは、米トレーサビリティ法に基づき、産地伝達が義務付けられています。

取引先事業者又は一般消費者に米穀の産地情報を伝達する際に、どのような内容の伝達を行っていますか。

該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 「国産」
- 2 都道府県名
- 3 市町村名
- 4 2、3以外の一般に知られた地域名

問9 問2で「1」を選択した方にお聞きします。

米穀の産地情報を取引先事業者や一般消費者にどのような方法で伝達していますか。

該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 伝票類

- 2 納品書
- 3 仕様書
- 4 規格書
- 5 送り状
- 6 容器又は包装に記載
- 7 その他〔具体的に回答用紙に記入してください。〕

問10 問1「1」又は「2」を選択した方にお聞きします。

米穀の産地情報の伝達が重要であると思いませんか。

該当する選択肢を1つ選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 重要である
- 2 どちらかといえば重要である
- 3 どちらかといえば重要ではない
- 4 重要ではない
- 5 分からない

問11 問1で「1」又は「2」を選択した方にお聞きします。

米穀の産地情報の伝達を行うことにより、どのようなメリットがあると考えますか。

該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 食品表示に関する法令への対応に役立つ
- 2 消費者や取引先からの信頼の向上に役立つ
- 3 商品の差別化に役立つ
- 4 その他〔具体的に回答用紙に記入してください。〕
- 5 特にない

問12 問2で「1」を選択した方にお聞きします。

米穀の産地情報の伝達を行うことが法律で義務付けられていることについて、不満に感じている点がありますか。

該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 不満な点はない
- 2 手間がかかる
- 3 コストがかかる
- 4 必要性が認められない
- 5 その他〔具体的に回答用紙に記入してください。〕

問1で「1」を選択した方は、これで終わりです。ありがとうございました。

以下の質問は、問1で「2」又は「3」を選択した方がご回答ください。

【米穀以外の農畜産物の取引等について】

問13 問1で「2」又は「3」を選択した方にお聞きします。

米穀以外の農畜産物（以下「生産物」という。）について、出荷又は販売していますか。

該当する選択肢を1つ選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 生産物の全量又は一部を取引先事業者又は一般消費者へ出荷・販売している
- 2 生産物の全量を出荷・販売していない（自家消費又は親類等への無償譲渡のみ）

問14 問13で「1」を選択した方にお聞きします。

生産物の取引等の記録（取引日、取引先業者名、品名、数量などが記載されたもの）を作成・保存していますか。

該当する選択肢を1つ選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 作成・保存している
- 2 一部の生産物で作成・保存している
- 3 作成・保存していない

問15 問14で「1」又は「2」を選択した方にお聞きします。

生産物の取引等の記録を作成・保存している理由は何ですか。

該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 経理上の必要性のため
- 2 在庫管理のため
- 3 生産物の出荷経路を事後的に把握するため
- 4 税法上の必要性のため
- 5 食品衛生に関する法令への対応のため
- 6 食品表示に関する法令への対応のため
- 7 生産物の生産・出荷の実績を事後的に確認するため

- 8 その他〔具体的に回答用紙に記入してください。〕
- 9 特に理由はない

問16 問14で「2」又は「3」を選択した方にお聞きします。
生産物の取引等の記録を作成・保存していない理由は何ですか。
該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 手間がかかるため
- 2 伝票類のやりとりがなく、生産物を取引しているため
- 3 伝票類の量が多く、記録を保存する場所が確保できないため
- 4 必要性が認められないため
- 5 その他〔具体的に回答用紙に記入してください。〕

問17 問13で「1」を選択した方にお聞きします。
取引先事業者又は一般消費者に生産物の産地情報を伝達する際に、どのような内容の伝達を行っていますか。
該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 「国産」
- 2 都道府県名
- 3 市町村名
- 4 2、3以外の一般に知られた地域名
- 5 産地情報の伝達を行っていない

問18 問17で「1」～「4」を選択した方にお聞きします。
生産物の産地情報を取引先事業者や一般消費者にどのような方法で伝達していますか。
該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 伝票類
- 2 納品書
- 3 仕様書
- 4 規格書
- 5 送り状
- 6 容器又は包装に記載
- 7 その他〔具体的に回答用紙に記入してください。〕

問19 問17で「1」～「4」を選択した方にお聞きします。
生産物の産地情報の伝達を行う理由は何ですか。
該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 農業者としての社会的責任
- 2 取引先から求められたため
- 3 食品表示に関する法令への対応のため
- 4 その他〔具体的に回答用紙に記入してください。〕
- 5 特に理由はない

問20 問17で「5」を選択した方にお聞きします。
生産物の産地情報の伝達を行っていない理由は何ですか。
該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 産地情報の伝達方法が分からないため
- 2 手間がかかるため
- 3 コストがかかるため
- 4 必要性が認められないため
- 5 その他〔具体的に回答用紙に記入してください。〕

<流通加工業者モニター用>

【基本項目】

問1 全員の方にお聞きします。
あなたが経営又は所属する会社等の業種について、もっとも近いものは次のうちどれですか。
該当する選択肢を1つ選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 食品製造業
- 2 食品卸売業
- 3 食品小売業
- 4 外食産業

問2 全員の方にお聞きします。

米穀（もみ、玄米、精米、碎米）や米穀を原材料とする飲食料品（以下「米穀等」という。）を取り扱っていますか。

該当する選択肢を1つ選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 取り扱っている
- 2 取り扱っていない

問2で「2」を選択した方は、8ページの間19へ進んでください。

問3 問2で「1」を選択した方にお聞きします。

どのような米穀等を取り扱っていますか。

該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 米穀
- 2 米穀粉又はミール
- 3 米菓生地
- 4 もち
- 5 だんご
- 6 米飯類
- 7 米菓
- 8 米こうじ
- 9 清酒
- 10 単式蒸留しょうちゅう
- 11 みりん
- 12 その他の米穀を原材料とする飲食料品

問3で「12」のみを選択した方は、8ページの間19へ進んでください。

問4 問3で「1」～「11」を選択した方にお聞きします。

米穀等について、どこへ出荷又は販売していますか。

該当する選択肢を1つ選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 米穀等を取り扱う事業者にのみ出荷・販売している
- 2 一般消費者にのみ販売している
- 3 米穀等を取り扱う事業者及び一般消費者の両方に出荷・販売している

【米穀等の取引等の記録の作成・保存について】

問5 問3で「1」～「11」を選択した方にお聞きします。

米トレーサビリティ法に基づき、米穀等の取引等の記録（法律の要求項目：名称、産地、数量、譲受け・譲渡しの年月日、相手方の氏名・名称、搬入又は搬出した場所）の作成・保存を行うことが義務付けられています。

米穀等について、法律の要求項目以外でどのような内容の取引等の記録・保存を行っていますか。

該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 精米年月日、賞味期限、消費期限、製造年月日などの月日
- 2 商品コード
- 3 金額
- 4 配送業者名
- 5 その他〔具体的に回答用紙に記入してください。〕
- 6 法律の要求項目以外は記録・保存していない

問6 問3で「1」～「11」を選択した方にお聞きします。

米穀等の取引等の記録をどのような媒体で作成・保存していますか。

該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 伝票類
- 2 納品書
- 3 帳簿
- 4 仕様書
- 5 規格書
- 6 市販の表計算ソフト等で作成した電磁的記録
- 7 独自に開発したシステムやデータベース
- 8 その他〔具体的に回答用紙に記入してください。〕

問7 問3で「1」～「11」を選択した方にお聞きします。

米穀等の取引等の記録の作成・保存を行うことは重要であると思いませんか。

該当する選択肢を1つ選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 重要である
- 2 どちらかといえば重要である
- 3 どちらかといえば重要ではない

- 4 重要ではない
- 5 分からない

問8 問3で「1」～「11」を選択した方にお聞きします。

米穀等の取引等の記録を作成・保存することにより、どのようなメリットがあると考えますか。

該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 経理上の整理に役立つ
- 2 在庫管理に役立つ
- 3 商品の出荷経路の事後的な把握に役立つ
- 4 税法上の対応に役立つ
- 5 食品衛生に関する法令への対応に役立つ
- 6 食品表示に関する法令への対応に役立つ
- 7 商品の生産・出荷の実績の事後的な確認に役立つ
- 8 事故が起きた際の原因究明に役立つ
- 9 問題がある商品の回収・撤去に役立つ
- 10 その他〔具体的に回答用紙に記入してください。〕
- 11 特になし

問9 問3で「1」～「11」を選択した方にお聞きします。

米穀等の取引等の記録を作成・保存することが法律で義務付けられていることについて、不満に感じている点はありますか。

該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 不満な点はない
- 2 手間がかかる
- 3 伝票類の量が多く、記録を保存する場所が確保できない
- 4 必要性が認められない
- 5 その他〔具体的に回答用紙に記入してください。〕

【米穀等の産地情報の伝達について】

問10 問3で「1」～「11」を選択した方にお聞きします。

米穀等の事業者への譲渡し又は一般消費者への販売・提供をするときは、米トレサビリティ法に基づき、産地伝達が義務付けられています。

取引先事業者又は一般消費者に米穀等の産地情報を伝達する際に、どのような内

容の伝達を行っていますか。

該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 「国産」又は国名（外国産のもの）
- 2 都道府県名（国産のもの）
- 3 市町村名（国産のもの）
- 4 2、3以外の一般に知られた地域名

問11 問4で「1」又は「3」を選択した方にお聞きします。

米穀等の産地情報を取引先事業者にどのような方法で伝達していますか。

該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 伝票類
- 2 納品書
- 3 仕様書
- 4 規格書
- 5 送り状
- 6 容器又は包装に記載
- 7 その他〔具体的に回答用紙に記入してください。〕

問12 問4で「2」又は「3」を選択した方にお聞きします。

米穀等の産地情報を一般消費者にどのような方法で伝達していますか。

該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 容器又は包装に記載
- 2 店内のPOP（ポップ）に記載
- 3 メニューに記載
- 4 チラシやカタログなどに記載
- 5 商品等に産地情報が記載されたWebページのアドレスを掲載
- 6 商品等に産地情報の照会先の電話番号を掲示し、消費者の問い合わせに対応
- 7 店内に「産地情報については店員に問い合わせ可能」等の旨を掲示し、消費者の求めに応じて従業員が産地情報を伝達
- 8 その他〔具体的に回答用紙に記入してください。〕

問13 問3で「1」～「11」を選択した方にお聞きします。

米穀等の産地情報の伝達が重要であると思いますか。

該当する選択肢を1つ選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 重要である
- 2 どちらかといえば重要である
- 3 どちらかといえば重要ではない
- 4 重要ではない
- 5 分からない

問14 問3で「1」～「11」を選択した方にお聞きします。

米穀等の産地情報の伝達を行うことにより、どのようなメリットがあると考えますか。

該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 食品表示に関する法令への対応に役立つ
- 2 消費者や取引先からの信頼の向上に役立つ
- 3 商品の差別化に役立つ
- 4 その他〔具体的に回答用紙に記入してください。〕
- 5 特にない

問15 問3で「1」～「11」を選択した方にお聞きします。

米穀等の産地情報の伝達を行うことが法律で義務付けられていることについて、不満に感じている点がありますか。

該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 不満な点はない
- 2 手間がかかる
- 3 コストがかかる
- 4 必要性が認められない
- 5 その他〔具体的に回答用紙に記入してください。〕

【米穀等の内部トレーサビリティについて】

問16 問3で「1」～「11」を選択した方にお聞きします。

食品の事後的な追跡可能性を高めるため、「入荷した食品（原料）の特定のロット」と「出荷した食品の特定のロット」を対応付ける記録を保存する取組（以下「内部トレーサビリティ」という。）をしていますか。

該当する選択肢を1つ選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 取り組んでいる
- 2 一部の商品で取り組んでいる
- 3 取り組んでいない

問17 問16で「1」又は「2」を選択した方にお聞きします。

内部トレーサビリティに取り組んでいる理由は何ですか。

該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 食品関連事業者としての社会的責任を果たすため
- 2 取引先に要求されたため
- 3 食品の回収、クレーム等の問題に対応するため
- 4 ISOなど民間規格の認証を取得するため
- 5 人的ミス防止等のために導入したシステムが活用可能であったため
- 6 その他〔具体的に回答用紙に記入してください。〕

問18 問16で「2」又は「3」を選択した方にお聞きします。

内部トレーサビリティに取り組んでいない理由は何ですか。

該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 作業量が増加するため
- 2 新たな投資が必要になるため
- 3 記録の保存場所を確保できないため
- 4 食の安全性が高まらないため
- 5 取引先からの要望がないため
- 6 必要性が認められないため
- 7 具体的に何をすればよいか分からないため
- 8 その他〔具体的に回答用紙に記入してください。〕

問3で「1」～「11」を選択した方は、これで終わりです。ありがとうございました。

以下の質問は、問2で「2」又は問3で「12」のみを選択した方がご回答ください。

【飲食料品の取引等について】

問19 問2で「2」又は問3で「12」のみを選択した方にお聞きします。
飲食料品について、どこへ出荷又は販売していますか。
該当する選択肢を1つ選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 取引先事業者にのみ出荷・販売している
- 2 一般消費者にのみ販売している
- 3 取引先事業者及び一般消費者の両方に出荷・販売している

問20 問2で「2」又は問3で「12」のみを選択した方にお聞きします。
飲食料品の取引等の記録（取引日、取引先業者名、品名、数量などが記載されたもの）を作成・保存する取組をしていますか。
該当する選択肢を1つ選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 取り組んでいる
- 2 一部の飲食料品で取り組んでいる
- 3 取り組んでいない

問21 問20で「1」又は「2」を選択した方にお聞きします。
飲食料品の取引等の記録の作成・保存に取り組んでいる理由は何ですか。
該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 経理上の必要性のため
- 2 在庫管理のため
- 3 飲食料品の出荷経路を事後的に把握するため
- 4 税法上の必要性のため
- 5 食品衛生に関する法令への対応のため
- 6 食品表示に関する法令への対応のため
- 7 飲食料品の生産・出荷の実績を事後的に確認するため
- 8 その他〔具体的に回答用紙に記入してください。〕
- 9 特に理由はない

問22 問20で「2」又は「3」を選択した方にお聞きします。
飲食料品の取引等の記録の作成・保存に取り組んでいない理由は何ですか。
該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 手間がかかるため
- 2 伝票類のやりとりがなく、商品を取引しているため
- 3 伝票類の量が多く、記録を保存する場所が確保できないため
- 4 必要性が認められないため
- 5 その他〔具体的に回答用紙に記入してください。〕

問23 問2で「2」又は問3で「12」のみを選択した方にお聞きします。

取引先事業者又は一般消費者に飲食料品の産地情報を伝達する際に、どのような内容の伝達を行っていますか。

該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 「国産」又は国名（外国産のもの）
- 2 都道府県名（国産のもの）
- 3 市町村名（国産のもの）
- 4 2、3以外の一般に知られた地域名
- 5 産地情報の伝達を行っていない

問24 問19で「1」又は「3」を選択した方で、かつ問23で「1」～「4」を選択した方にお聞きします。

飲食料品の産地情報を取引先事業者にどのような方法で伝達していますか。

該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 伝票類
- 2 納品書
- 3 仕様書
- 4 規格書
- 5 送り状
- 6 容器又は包装に記載
- 7 その他〔具体的に回答用紙に記入してください。〕

問25 問19で「2」又は「3」を選択した方で、かつ問23で「1」～「4」を選択した方にお聞きします。

飲食料品の産地情報を一般消費者にどのような方法で伝達していますか。

該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 容器又は包装に記載
- 2 店内のPOP（ポップ）に記載

- 3 メニューに記載
- 4 チラシやカタログなどに記載
- 5 飲食料品等に産地情報が記載されたWebページのアドレスを掲載
- 6 飲食料品等に産地情報の照会先の電話番号を掲示し、消費者の問い合わせに対応
- 7 店内に「産地情報については店員に問い合わせ可能」等の旨を掲示し、消費者の求めに応じて従業員が産地情報を伝達
- 8 その他〔具体的に回答用紙に記入してください。〕

問26 問23で「1」～「4」を選択した方にお聞きします。
飲食料品の産地情報の伝達を行う理由は何ですか。
該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 食品事業者としての社会的責任
- 2 取引先から求められたため
- 3 食品表示に関する法令への対応のため
- 4 その他〔具体的に回答用紙に記入してください。〕
- 5 特に理由はない

問27 問23で「5」を選択した方にお聞きします。
飲食料品の産地情報の伝達を行っていない理由は何ですか。
該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 産地情報の伝達方法が分からないため
- 2 手間がかかるため
- 3 コストがかかるため
- 4 飲食料品の産地が分からないため
- 5 必要性が認められないため
- 6 その他〔具体的に回答用紙に記入してください。〕

<消費者モニター用>

【基本項目】

問1 全員の方にお聞きします。
あなたは、平成22年4月以降に、食品に関連する仕事^{*}に就いていましたか。
該当する選択肢を1つ選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

※ 食品卸売業、食品小売業、農畜産業（花き等の非食用作物の生産者は除く。）、食品製造業及び外食産業等の食品を扱う事業者や食品流通のコンサルタント及び食品安全行政などの食品に関連する業務に就いていた方は「1」を選択してください。

- 1 はい
- 2 いいえ

【購入する米について】

問2 全員の方にお聞きします。

自宅で食べるための米を購入する際に、どこで購入することが多いですか。
該当する選択肢を1つ選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 米穀専門店
- 2 スーパーマーケット
- 3 デパート
- 4 コンビニエンスストア
- 5 1から4の形態以外の店舗
- 6 インターネット通販
- 7 6以外の宅配サービス
- 8 生産者から直接購入又は無償譲受け
- 9 生産者以外の知人又は家族から直接購入又は無償譲受け
- 10 自分で生産する
- 11 自分で生産もせず、購入もしない
- 12 その他〔具体的に回答用紙に記入してください。〕

問3 問2で「11」以外を選択した方にお聞きします。

自宅で食べるための米を購入する際に、米の産地を気にしますか。
該当する選択肢を1つ選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 気にする
- 2 商品によっては気にする
- 3 ほとんど気にしない
- 4 米を購入しない

問4 問3で「1」～「3」を選択した方にお聞きします。

自宅で食べるための米を購入する際に、次のどの項目を最も重視しますか。
該当する選択肢を1つ選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 産地
- 2 生産者
- 3 品種
- 4 年産
- 5 精米年月日
- 6 価格
- 7 販売者
- 8 その他〔具体的に回答用紙に記入してください。〕

問5 問4で「1」を選択した方にお聞きします。

主にどこの産地の米を購入していますか。産地名を回答用紙に記入してください。

(注) 本問で産地名とは、都道府県名、地域名、外国名その他、「国産」、「外国産」も含まれます。

問6 問4で「6」を選択した方にお聞きします。

あなたが購入する米の価格（5kg当たり、税抜き価格）は、主にどのくらいですか。
該当する選択肢を1つ選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

(例えば、10kg 2,880円の場合は、5kg当たり1,440円)

- 1 1,000円未満
- 2 1,000円以上1,500円未満
- 3 1,500円以上2,000円未満
- 4 2,000円以上2,500円未満
- 5 2,500円以上3,000円未満
- 6 3,000円以上3,500円未満
- 7 3,500円以上4,000円未満
- 8 4,000円以上

【購入する米製品について】

問7 全員の方にお聞きします。

米菓やもち、だんご、清酒等の米製品を購入する際に、原料米の産地を気にしますか。

該当する選択肢を1つ選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 気にする
- 2 商品によっては気にする
- 3 ほとんど気にしない
- 4 米製品を購入しない

問8 問7で「1」～「3」を選択した方にお聞きします。

米菓やもち、だんご、清酒等の米製品を購入する際に、次のどの項目を最も重視しますか。(年間で最も多く購入する米製品についてお答えください。)

該当する選択肢を1つ選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 メーカー
- 2 原料米の産地
- 3 価格
- 4 販売者
- 5 その他〔具体的に回答用紙に記入してください。〕

問9 問8で「2」を選択した方にお聞きします。

主にどこの産地の米を使った米製品を優先して購入していますか。

産地名を回答用紙に記入してください。

(注) 本問で産地名とは、都道府県名、地域名、外国名その他、「国産」、「外国産」も含まれます。

【中食や外食で食する米について】

問10 全員の方にお聞きします。

中食(弁当、惣菜等)や外食で米(ご飯)を食べるとき、使われている米の産地を気にしますか。

該当する選択肢を1つ選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 気にする
- 2 商品によっては気にする
- 3 ほとんど気にしない
- 4 中食・外食で米を食べない

【米トレーサビリティ制度について】

問11 全員の方にお聞きします。

米トレーサビリティ制度について、ご存知でしたか。

該当する選択肢を1つ選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 知っていた
- 2 聞いたことはあるが、内容は知らなかった
- 3 知らなかった（本調査で初めて知った）

問12 全員の方にお聞きします。

米トレーサビリティ制度について、どのようにお考えですか。

該当する選択肢を1つ選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 重要である
- 2 重要だとは思わない
- 3 分からない

問13 問12で「1」を選択した方にお聞きします。

米トレーサビリティ制度について、重要であるとする理由は何ですか。

該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 米穀及び米製品の原材料米穀の産地がわかるから
- 2 問題がある商品についてすぐに回収ができるから
- 3 食品メーカーとして当然の取組だと考えるから
- 4 その他〔具体的に回答用紙に記入してください。〕

問14 全員の方にお聞きします。

あなたが購入する弁当や惣菜の中の米飯類について、産地情報を見たことがありますか。

該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 商品の容器に書いてあるのを見たことがある
- 2 店内のPOP（ポップ）に書いてあるものを見たことがある
- 3 1、2以外の方法で示されたものを見たことがある
- 4 確認したが書いていなかった

- 5 確認したことがない
- 6 米の入った弁当や惣菜を購入しない

問15 全員の方にお聞きします。

外食店で米飯類の産地情報を見たことはありますか。

該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 メニューに書いてあるのを見たことがある
- 2 店内のPOP（ポップ）に書いてあるものを見たことがある
- 3 1、2以外の方法で示されたものを見たことがある
- 4 確認したが書いていなかった
- 5 確認したことがない
- 6 外食で米を食べない

問16 全員の方にお聞きします。

米や米製品、中食や外食の商品に関し、産地情報が商品容器や店頭に表示されていない場合に、それらの産地情報を調べて確認したことがありますか。

該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 ホームページを閲覧し確認した
- 2 問合せ窓口にお問い合わせで確認した
- 3 ホームページを閲覧又は問合せ窓口にお問い合わせたが確認できなかった
- 4 （米等の購入や外食をするが）確認したことがない
- 5 全て商品容器や店頭に表示されていたので確認する必要がなかった
- 6 米等を購入しないし、中食・外食で米を食べない

問17 全員の方にお聞きします。

産地情報伝達の内容について、十分だと思いますか。

該当する選択肢を1つ選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 十分である
- 2 十分ではない
- 3 分からない

問18 問17で「2」を選択した方にお聞きします。

産地情報伝達の内容について、十分ではないと考える理由は何ですか。

該当する選択肢を全て選択し、その番号を回答用紙に記入してください。

- 1 産地については、都道府県名、地域名まで伝達すべきと考えるため
- 2 産地だけでなく、品種名まで伝達すべきと考えるため
- 3 産地だけでなく、年産まで伝達すべきと考えるため
- 4 産地だけでなく、農薬や化学肥料等の農業資材の使用履歴まで伝達すべきと考えるため
- 5 その他〔具体的に回答用紙に記入してください。〕

【調査の概要】

1 調査の目的

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（平成21年法律第26号。以下「米トレーサビリティ法」という。）は、取引記録の作成・保存については平成22年10月1日から施行、産地情報の伝達については平成23年7月1日から施行されているところである。

米トレーサビリティ法が本年度で施行後5年を迎えるにあたって、農業者及び流通加工業者における米穀等の取引記録の作成・保存や産地情報の伝達の取組についての意識、消費者における米穀等の購入意向等を把握することにより、今後の施策の企画・立案の参考とすることを目的としたものである。

2 調査の対象

全国の農林水産情報交流モニターのうち、農業者モニター、流通加工業者モニター（木材関係を除く。）及び消費者モニターを対象とした。

3 調査の内容

米穀等の取引記録の作成・保存及び産地情報の伝達に関する意識、米トレーサビリティ法の認知度、米穀等の購入意向等

4 調査時期

本調査は、平成27年6月上旬から6月中旬までの間に実施した。

5 調査方法

オンライン調査及び郵送調査の2種類とし、メールアドレスを登録している流通加工業者モニター及び消費者モニターに対してはオンライン調査を、その他の者に対しては郵送調査を実施した。

6 調査対象数及び回収率

区 分	対象者数（人）	回答者数（人）	回収率（％）
農業者モニター	1,269	1,105	87.1
流通加工業者モニター （木材関係を除く。）	707	529	74.8
消費者モニター	987	898	91.0

7 集計方法

各項目とも、単純集計により集計した。

8 利用上の注意

- (1) 図中の人数及び統計表の各回答者数は、各設問の有効回答者数である。
- (2) 各回答率は、各設問（各区分）の回答者数計を100.0とする割合である。
- (3) 表示単位未満を四捨五入したため、計と内訳の積み上げ値は必ずしも一致しない場合がある。
- (4) 統計表に使用した記号「-」は、該当する選択肢を選んだ回答者がいないことを表す。

【ホームページ掲載案内】

- 各種農林水産統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報で御覧いただけます。

【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

この結果の分野別分類は「農林水産行政等に対する意識・意向調査」に分類しています。

お問合せ先

◎本調査結果について

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課
米穀流通監視企画班

電話：(代表) 03-3502-8111 内線：4630
(直通) 03-6744-1703

F A X : 03-3502-0594

◎農林水産情報交流ネットワーク事業について

農林水産省 大臣官房 統計部
統計企画管理官 統計企画班 モニター係

電話：(代表) 03-3502-8111 内線：3580
(直通) 03-3502-5631

F A X : 03-3501-9644

◎農林水産統計全般について

農林水産省 大臣官房 統計部
統計企画管理官 広報普及班

電話：(代表) 03-3502-8111 内線：3589
(直通) 03-6744-2037

F A X : 03-3501-9644